

砥 部 町 議 会
平成 2 3 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成 23 年第 1 回定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 23 年 3 月 3 日	
招 集 場 所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成 23 年 3 月 3 日 午前 9 時 30 分 議長宣告	
出席議員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
欠席議員	なし	
地方自治法 第 122 条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 教 育 長 企画財政課長 会計管理者 介護福祉課長 産業建設課長 広田支所長 中村 剛志 佐野 弘明 松下 行吉 武智 充吉 辻 充則 萬代 喜正 丸本 正和 副町長 総務課長 戸籍税務課長 教育委員会事務局長 保険健康課長 生活環境課長 佐川 秀紀 原田 公夫 日浦 昭二 藤田 正純 大野 哲郎 東岡 秀樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 正岡 修平
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
議員の指名	1 番 佐々木隆雄君 2 番 森永茂男君	
傍聴者	8 人	

平成 2 3 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 平成 2 3 年度施政方針及び行政報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 特別委員会の設置及び選任について

・散 会

平成23年第1回砥部町議会定例会

平成23年3月3日（木）

午前9時30分開会

○議長（中島博志） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成23年第1回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 平成23年度施政方針及び行政報告

○議長（中島博志） 町長あいさつ及び日程第1 平成23年度施政方針及び行政報告を行います。中村町長。

○町長（中村剛志） 3月定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

七折小梅の花が咲きほこり、春の訪れを感じる季節になりました。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、本日から11日までの9日間にわたり、町政運営に関わる重要案件につきまして、ご審議を賜りますことに対し、心よりお礼を申し上げます。

まず初めに、今年に入りまして、全国各地で豪雪や火山の噴火などの自然現象による被害が伝えられております。先日も、ニュージーランドで大きな地震が発生し、日本人を含む多くの方が怪我をし、また命をなくされました。国内外において、大きな災害が発生しておりますが、昔から「備えあれば憂いなし」と申します。少しでも被害を軽減するため、普段から、有事に備えて準備することを心がけたいと思います。被害にあわれた方々には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、そして復興を、お祈り申し上げます。

さて、国民の期待を受けて誕生した民主党政権でございますが、支持率は下がる一方で、今のところ歯止めのかかる要素は見当たりません。それどころか、崩壊の危機までささやかれています。いま国会では、平成23年度予算の審議が行われておりますが、衆議院本会議で可決されたことにより、年度内の成立は確保されたものの、関連法案の成立の目処が立っておりません。このまま新年度に突入することになれば、こども手当など、私たち国民に大きな不安と混乱が生じることは確実です。一日も早く関連法案を成立させていただき、国民が安心して暮らせる、将来に期待がもてる社会の実現に向けて、努力していただきたいと思います。元気な日本の復活を期待いたします。

それでは、今定例会に提案する議案でございますが、法定協議会の廃止1件、条例の制定、改正及び廃止10件、平成22年度の補正予算8件、平成23年度の当初予算11件となっております。平成23年度の当初予算でございますが、一般会計予算におきましては、砥部中学校改築事業や坂村真民記念館建設事業などの大型事業に取り組むため、対前年度比39.9%、約24億7,800万円増加し、約86億9,400万円となっております。その主な財源としましては、「町税の約20億1,200万円」「地方交付税や地方消費税交付金などの約27億8,200万円」「地方債の約18億5,700万円」「国

県支出金の約１１億９，５００万円」を予定しております。特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計の合計額は、約６０億円となっており、一般会計と合わせた全体の予算額は、約１４６億９，４００万円となっております。

次に、３月補正でございますが、一般会計につきましては、約２億７，２００万円を追加し、特別会計は、約２，３００万円の減額、水道事業会計は、約１，５００万円の減額となり、全体では、約２億３，４００万円の増加となっております。

後日、議案審議の場で詳細にご説明申し上げますので、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、平成２３年度の施政方針及び重点施策について申し上げます。

私が町政に携ささせていただき、８年がたちました。私の町政運営の理念は、「おじぎ」と「挨拶」、「人権尊重」と「公正公平」、そして何事においても前向きに、楽しみながら取り組むということであります。就任以来、「町民の皆様はお客様であり株主である」という姿勢を貫き、町民の皆様の声を最優先に考え、公共下水道事業や陶街道事業、そして職員の意識改革や機構改革などに取り組んで参りました。しかしながら、全ての面において満足のいく結果が得られているわけではございません。今一度原点に立ち返り、議員の皆様、そして町民の皆様のご批判、ご提案、ご指導をいただきながら、引き続き「砥部焼と豊かな自然、みんなで創る陶街道」を目指し、「安心安全を実感できる町づくり」「自立と協働によるまちづくり」「豊かな自然を守り伝えるまちづくり」「地域資源を活かしたまちづくり」、この四つの基本理念の下、「町民の皆様が主役である」という地方自治不変の原則を尊重し、次の５項目を最重点に挙げ、平成２３年度の重点施策について申し上げます。

一つ目は、公共下水道事業であります。私が就任して以来、最重要課題として取り組みました公共下水道事業が、いよいよ３月末に一部供用開始となります。念願の事業の成就を前に、感無量の気持ちでいっぱいでございます。これまでご尽力いただきました皆様に、心からお礼と感謝を申し上げたいと思います。

二つ目は、砥部中学校の改築事業であります。砥部中学校と原町中学校が統合し、更に広田中学校と統合して、平成２１年４月に新生砥部中学校が誕生いたしました。この三つの中学校の歴史と伝統を引き継ぎ、これからの砥部町を担う子供たちのための立派な中学校を建設したいと思います。

三つ目は、坂村真民記念館建設事業であります。砥部町の名誉町民であります坂村真民さんの業績を永く後世に伝え、詩に親しみ、理解を深めていただくなど、文化や芸術に親しむ環境を整備し、魅力ある砥部町を創るため、平成２４年春のオープンを目指し、本体工事に着手いたします。

四つ目は広田地域の振興であります。私は、合併以来、広田地域の振興につきましては、道の駅ひろたを中心に色々な方面で努力してまいりました。しかし、まだまだ地域の皆さんが満足されているとは思っていません。自然豊かな広田の里へ、多くの人に来ていただき、広田の良さを知っていただくため、広田地域に伝わる多くの民話を語り伝える「民話の里ひろた」構想を実現したいと考えております。

五つ目は、地場産業の振興であります。砥部町は、昔から「砥部焼」と「みかん」の

町ですが、景気の低迷などにより販売不振が続いております。量より質を重視する今、地域間競争に勝ち残るためには、品質の高度化にあわせて、他の地域にマネのできないものの創造が必要であります。関係者と知恵を出し合って、地場産業の振興に取り組みたいと思います。

それでは、関係部門ごとに、その他の事項について申し上げます。

初めに、総務関係でございますが、先ほども申し上げましたが、坂村真民記念館の建設について、本体工事に着手します。職員の資質の向上については、行政事務にとらわれない幅広い知識を習得するため、愛媛県研修所が行うステージアップ研修や階級別研修などへの積極的な参加を促進します。防災対策については、自主防災組織への加入率が85%まで進みしましたので、自主防災組織が機能するよう、訓練等の支援を行います。また、全国瞬時警報システム「J-アラート」を整備いたしましたので、地震発生時の時間的余裕のない事態が発生したときの対応について啓発を行います。消防関係については、昭和50年に建築された砥部消防署庁舎の建設について、組合と協議しながら進めます。

次に、企画財政関係でございますが、財政運営については、町を挙げて取り組んできた行財政改革が効果を発揮し、良好な状態で推移しています。しかし、平成23年度以降、普通建設事業が大幅に増加するため、今後の公債負担を考慮した慎重な財政運営に努めます。企画調整については、男女共同参画社会づくりを推進するため、引き続き広報及び啓発活動を行うほか、指定統計の実施や消費者行政の推進に努めます。入札契約制度については、引き続き公正で透明な入札制度の改革に努めます。

次に、戸籍税務関係でございますが、税務については、法人町民税は増収になる見込みですが、個人町民税は昨年にも増して減収になる見込みです。そのため、徴収確保対策として、差し押さえを中心とした滞納整理活動を積極的に行うとともに、新たにタイヤロックや搜索による差押財産のインターネット公売に取り組みます。住民基本台帳事務については、制度改正に伴い、外国人の住民票を作成するため、システムの改修を行うとともに、外国人住民に対して新制度の周知を図ります。

次に、介護福祉関係でございますが、高齢者福祉及び障害者福祉については、住み慣れた地域の中で明るく安心して暮らしていけるよう、生活支援事業などの各種福祉サービス事業を行います。介護保険事業については、要介護とならないよう介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域で自立した生活が送れるよう、介護サービス事業や介護予防サービス事業などにより支援を行います。また、平成24年度以降3年間の、第5期介護保険事業計画を策定します。

児童福祉については、安心して子育てができるよう、保育所での零歳児保育や延長保育、放課後児童クラブ事業などのほか、新たにファミリー・サポート・センターを開設します。

次に、保険健康関係でございますが、国民健康保険については、検診の受診率向上により、病気の早期発見、早期治療を行い、医療費の削減及び適正化に努めます。長寿医療については、県後期高齢者医療広域連合と連携して適正な運営に努めます。健康増進については、健康づくり計画に基づき、地域における健康運動の推進や、食育の推進などを通して、生活習慣病の予防に努めます。また、子宮頸がん等の予防ワクチン接種費用の助成に

よる感染症対策や、新たに、前立腺がん検診を行い、ガンの早期発見に努めます。

次に、生活環境関係でございますが、環境衛生については、ごみの排出抑制や、再利用及び再生利用を一層推進し、併せて分別収集体制の強化を図り、廃棄物処理施設の適正な運営管理に努めます。また、引き続き住宅用太陽光発電システム設置に補助を行うなど、環境にやさしく、快適に暮らせるまちづくりを進めます。公共下水道事業については、供用開始に当たり、下水道経営の健全化及び透明化を図ります。供用開始区域の拡大においては、管きょ工事を推進するとともに接続率の向上に努めます。また、農業集落排水処理施設への接続推進や浄化槽の適正な管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。上水道事業については、安心安全な水の供給を行い、老朽化した施設を順次改善し、有収率の向上に努めます。

次に産業建設関係でございますが、道路整備については、国道379号岩谷バイパスの万年トンネル工事がほぼ完成しており、引き続き早期完成に向け、関係機関へ要望して参ります。県道については、県と協力して道路改良などによる安全な道路の維持に努めます。町道については、引き続き団地内道路の舗装改修を行い、町道井手の上線の測量調査設計業務に着手し、安全性の向上を図ります。産業の振興については、中山間地域への直接支払い事業などを継続するとともに、農業者戸別所得補償制度により農業経営の安定と生産力確保に努めます。また、優良品種の苗木補助やマルチ栽培の支援、ブルーベリーの普及促進などを行うとともに、認定農業者などの団体育成による多様な担い手の確保など、活力を生む農業の振興に努めます。農業基盤整備については、町単独の土地改良事業の実施のほか、県営事業として、銚子ダム施設と基幹水利施設の機能回復のため、砥部地区基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施します。林業振興について、森林の持つ国土保全や水源かん養など、多面的機能を維持するため、間伐を中心とする森林整備に対する助成を行います。商工業の振興については、地域や商工業の皆様と連携し、本町の伝統と文化を育みながら、砥部焼まつりなど、イベントの充実を図り、町産品の需要拡大、販路開拓に取り組みます。観光については、陶街道のまちづくりを一層推進し、各ポイントを活用した地域活性化事業を推進するとともに、愛媛県、松山市、東温市など、近隣市町と連携して、魅力ある広域観光ルートづくりに努めます。

次に、教育関係でございますが、学校教育については、「人間性豊かな砥部の子どもの育成」を基本目標に、基礎学力の確かな定着を図り、豊かな感性、個性、創造性を伸ばし、他人を思いやり敬愛する心を育てる教育を展開します。まず、砥部中学校改築事業については、騒音等に配慮し、生徒の安全を第一に、平成25年3月の完成を目指し、工事に着手します。学習指導については、学力テストを実施し、児童生徒の学力向上を目指します。また、外国語指導助手を2名配置し、小中学校での英語教育の充実を図ります。学校安全管理については、校内の防犯体制を強化するため、教職員の防犯意識の向上を図るとともに、機械警備の見直しを行います。学校給食については、引き続き衛生管理に万全を期し、栄養バランスのとれた給食の提供に努めます。生涯学習の推進については、「まちづくりは人づくりから」を基本理念に、町民一人ひとりが生涯にわたり、生きがいを持って暮らせるよう、様々な学習の機会や、学習の場の提供に努めます。人権教育について、人権尊重

の町づくり条例に基づき、人権意識の高揚を図るとともに、家庭、学校及び地域が連携して、あらゆる差別の解消に努めます。社会体育の振興については、スポーツ・レクリエーション活動の普及と参加を促進し、スポーツの日常化を推進します。また、平成29年に開催される愛媛国体において、本町で開催される競技種目として内定している「バドミントン競技」を成功させるため、競技団体と連携して準備を進めます。

以上、平成23年度の重点施策につきましては、主要なものを申し上げました。この場では、全てを申し上げることは出来ませんが、具体的には予算にきめ細かく反映しておりますので、予算審議の場において詳細に説明させていただきます。事業の執行にあたりましては、職員一丸となって知恵を出し合い、工夫を凝らして取り組んでまいりますので、どうか議員の皆様、そして町民の皆様の協力をお願い申し上げます。

続きまして、昨年の12月定例会以降の行政報告を、副町長がおこないますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上で挨拶を終わらせていただきます。

○議長（中島博志） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） それでは、平成22年12月定例会以降の行政報告を行います。お手元の行政報告書をご覧ください。まず総務課関係でございますが、砥部町坂村真民記念基金寄付金の平成23年2月末現在の状況ですが、申込件数・昨年度からの述べ件数969件、申込金額4,404万9千円となっております。続きまして、坂村真民記念館建設事業でございますが、建築設計業務を新企画設計株式会社に委託し、12月20日に設計を完了いたしております。1月11日に建築物確認申請書を県に提出をしております。次に武道館解体工事でございますが、1月16日に559万7千円で大野組と契約し、現在ほぼ取り壊しが完了いたしております。第8分団詰所・車庫新築工事設計業務を礎企画設計事務所に委託し、12月15日に完了いたしました。年末特別警戒でございますが、12月26日から30日までの5日間、延べ425人の消防団員が火災予防啓発などの特別警戒を実施いたしました。11月30日、町総合防災マップ（改訂版）が完成し、広報とべ1月号の配布時に町内全世帯へ配布をいたしました。次に消防出初式でございますが、1月8日砥部陶街道ゆとり公園グラウンドで消防団員他298人が参加し、消防団出初式を行いました。次に、小型動力ポンプ積載車購入につきましては、2月28日、消防団第11分団、広田地区の大内野へ小型動力ポンプ積載車を配備いたしました。

2ページへお進みください。続きまして企画財政課関係でございますが、入札の執行状況ですけれども、2月7日現在、16件の入札を実施いたしました。設計総額：2億2,341万9千円、契約総額：1億3,617万2千円、落札率：60.9%となっております。詳細につきましては記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

次に産業建設課関係でございますが、1月26日、委員14人により第1回砥部町景観計画検討委員会を開催いたしました。今年度も国道33号沿線の72事業所で作る「砥部陶街道グループ」による歩道の除草、清掃活動を行いました。次に町道高尾田宮内線（高尾田交差点）道路改良工事でございますが、有限会社藤田建設により、2月28日完成いたしました。これによりまして、右折車線の増設により渋滞緩和と利便性が向上をいたしております。第26回東京松屋銀座店で砥部焼まつりを実施いたしました。12月7日砥



部陶街道五十三次スタンプラリーの完巡者が3,000人に到達し、3,000人目の完巡者に町から記念品の砥部焼を贈呈いたしました。2月22日から28日までの7日間、とべ温泉来館者に梅加工品や七折梅まつり入園券などが当たる抽選会を開催いたしました。3ページへお進みください。恒例の七折梅まつりが2月20日から3月10日までの予定で開催をされています。

次に、生活環境課関係でございますけれども、公共下水道事業につきましては、放流渠圧送管敷設工事並びに面整備の下水管敷設工事を実施をしております。いずれも順調に工事が実施できております。日本下水道事業団に委託をしております浄化センター建設工事につきましても、順調に工事が進んでおります。詳細につきましては、省略をさせていただきます。次に4ページへお進みください。(4)の浄化センター等維持管理業務でございますが、12月20日の入札の結果、四国テクニカルメンテナンス株式会社愛媛支店が、3,496万5千円で落札し、平成23年度から25年度までの3年間となっております。次に水道関係でございますが、山並地区配水管布設替工事並びに第3水源地環境整備工事を実施しております。いずれも順調に工事が進んでおります。次に、(3)で水道ビジョン作成委託業務でございますが、株式会社真鍋設計事務所に委託をし、現在業務を進めております。以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長(中島博志) 平成23年度施政方針及び行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(中島博志) 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により1番佐々木隆雄君、2番森永茂男君を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長(中島博志) 日程第3会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る2月23日開催の議会運営委員会において、本日から11日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月11日までの9日間に決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長(中島博志) 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

次に、監査委員より、1月末日の例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長（中島博志） 日程第5一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 1番佐々木隆雄です。この会議の冒頭に事務局長より私の後ろにおいでます中島議長さんが15年以上の勤続の荣誉ある賞を授与されたことについてまずお祝いの言葉を申し上げたいと思います。おめでとうございます。さて私は今回2つの質問を用意いたしました。1点目はずっと昨年以来何回かこの場でも質問しておりますが、坂村真民記念館建設に関係する事項でございます。それからもう1点は、いよいよ公共下水道がスタートいたしますが、それに伴って私のところに町民から少し相談事がありまして、これはこのこと自身も問題ですし、これからの今後のこともあるので、少し町全体で考えておく必要があるんじゃないかというふうな中身のものを質問をさせていただきます。まず1点目の坂村真民記念館の建設に関することでは、最近私ども議員も含めて町内にたくさんビラがまかれております。それからまた、別なグループが直接署名活動を行って先日も新聞報道もされましたが、350人ほどの方の署名を持って町長に直接建設に関しての要望等を提出しておるといふような運動もございました。私はずっと以前からこの坂村真民記念館の進め方について頭から反対ではありませんよということはずっと言っておりましたし、むしろ町民の声をもっともっと聞くことも大事じゃないでしょうかということ再三言って参りました。残念ながら結果として十分に町民の声が届かないまま議会が先行し、決定がなされたというふうなことに、やっぱり町民のみなさんは不審も持っておられるようでございます。そこで改めましてですね、やろうということは決まってるわけですから、じゃあどれだけ多くの町民のみなさんが理解や納得、協力をしてもらえるかということを考えた場合に、もう一度原点に立ち返って関係者も含め、町民のみなさんの声を色々集めてみるというふうなことが大事じゃないかなというふうに思います。そうすることで、ぜひ一度、町長や議会も含めてですね、町民のみなさんに説明会なるようなものを開催して、広くもう一度意見を聞いてみたらいかがでしょうかというふうに考えまして、まず1点目はそのことについて説明会の開催を町長に求めたいというふうに考えております。それからもう1つは、やはり今回予算も計上されますが、やっぱり多くの町民のみなさんはなるだけ町財政の負担が少ないようにしてほしいという大きな声がやっぱりあるように私は感じております。ですから、先ほどの副町長の報告にありましたが、少しずつ寄付が増えておるようですが、今やっと4,400万というふうになっておるようなんですけれども、今一度、町民のそういう声も踏まえて、全国的に寄付を呼び掛けるということもやる必要があるんじゃないか、というふうに考えます。またご遺族である西沢さ

んのところでもタンポポ堂というふうなインターネットで、全国に発信しているものがありますが、西沢さんの方にもそういう協力もお願いするなども含めてですね、全体としてこれから皆さんに理解を得るといような意味合いも含めて、この寄付の呼びかけを広げていったらどうだろうかというふうなことで、以上坂村真民記念館の建設に関する質問2点、町長にご所見をお伺いしたいと思います。

2点目は、下水道事業にかかわる住民対応ということでございます。さっきも言いましたように、いよいよ工事が始まりますが、ちょうどこの、今回の一般質問の通告をする本当に直前なんですけれども、町民の方から電話がありまして、少し聞いてほしいというふうなことがございました。ここに書いておりますが、住宅地の中で美容院を営業している方なんですけれども、すぐ家の前を工事の関係で、非常に騒音も大きく振動も激しかったというふうなことで、そういうお客さん商売でもありますし、お客さんの方も遠慮して来ないというふうなこともあって、店を閉めないといけない日もあったと。具体的に何日、また何時間ということまでは聞いておりませんが、そうやって営業を中止せざるを得ないようなこともあったようです。それから、実際に見に行きましたが、振動でお店の中の蛍光灯が、こういうふうに繋がっているところなんですけれども、少し下に下がっているような状況になったとか、一部部屋の中の壁が亀裂が入ったりしておりました。それをやはり町の方に連絡したそうなんですけれども、町の職員が2人と実際に工事にかかわってた会社の責任者3人が店の方には来たんですけれども、十分に説明もなかったし、来ただけでそのあと例えばその現場の騒音がどれぐらいだったとか、振動がどれぐらいだったとか、何もデータも含めて本人にも明らかにされないし、そういうこともしなかったようです。そういうことで、ここにも書いておりますが、町民にとっては生活の場が、そういうことで脅かされるというふうなことは非常に大変なことになって参ります。やはり見えないところを掘るわけですから、何が出てくるかわからないということもあろうかと思います。そういう掘って何かあった時に、やはりその近隣の住民のみなさんには、こういう状態でこうなんですというふうなことをしっかりと説明をしていかないと大変なことじゃないかと思います。この話をとあるところでしておりましたら、それを前後してかどうかはわかりませんが、その方の家は、やはり前を掘るという時にですね、町の方か工事の方かわかりませんが、家の中まで入って掘る前と掘った後、亀裂が発生してはいけないからというふうなことで、写真をいっぱい撮って帰ったそうです。本当はそこまで全部の家をするのなんていうのは大変かと思いますが、そういうこともやっぱり必要じゃないかと思います。そういう意味では、トラブルが起こってからということではなくて、やっぱり起こりうることを想定してやはり色んな対策を持っておくことが必要ではないかと。ここには危機管理意識というふうに表現しておりますが、やはり今言いましたようにやってみないとわからないということはあるわけですから、そのためにもそのような起きた時に、どう対応するのが、ちょっとすみません。こういう事例が発生した時にですね、本当に町民の立場でこの工事が進められているかどうかというのは非常に大事なことだと思います。色んなことで町は住民から色んな問題が投げかけられてきますが、やはり町民の立場でしっかりと聞き、できる限りやっぱりそれに応えていくということがすべての場で必要だと

思います。そういう意味でも危機管理というふうに取っていただいても結構ですが、こういう問題があったもんですから、今後のことも含めて今一度全体としてですね、こういう危機管理意識について十分に確認をし、しっかりと持っていくということが大事じゃないかというふうなことで、この個別の問題についてはまた個別に担当部署とも本人さんとも含めて相談はしていきたいと思いますが、こういう問題を受けて、町長のところのお考えをお聞かせ願えればというふうなことで、私の一般質問を終わります。

○議長（中島博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まずはじめに、「坂村真民記念館の建設について」のご質問でございます。佐々木議員さんが言われる住民合意は、どのような状態を言うのか解りませんが、100%全員がOKと言わなければならないのか、50か、30か、そういうような基準というものはわかりませんが、私は今の地方自治制度の根幹である代表民主制においては、議員の皆様のご理解が住民合意であると考えております。議会において特別委員会を組織し、住民の代表である議員の皆様に相談しながら進めておりますことが、住民の皆様と一緒に進めていることではないでしょうか。とは言いましても、私自身、住民の皆様の声を直接聴くことは、代表民主制を補完する上で非常に大切なことだと思っております。したがって、真民記念館につきましては、2年前の「平成21年広報とべ1月号」の中で「TOBE陶里夢(ドリーム)」として発表させていただきました。以来、新聞やテレビ、各種報道機関からの発信、そして私自身も機会ある毎に、町民の皆様と接する場におきまして、説明をし、またご意見も聴いて来たつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、全国に寄付を呼びかけるというご提案でございますが、佐々木議員さんはやっと4,400万と今言われましたが、私自身としてはこの4,400万というのは、非常に重みがあるし、多額のお金であるというふうに私は思っております。全国各地からこれだけの寄付金が寄せられたことは、多くの真民ファンのみなさんの朴の会の会員や口コミなどネットワークによるもので、改めて坂村真民さんの偉大さを知らされるとともに、人のつながりが大切ということを実感しております。現在、町のホームページで寄付の呼びかけを行っておりますが、ご寄付をくださった方々には記念館の進捗状況をご報告申し上げておりますので、その際にご友人、知人への呼びかけをお願いしていきたいと思っております。また、私自身も名刺に印刷したり、友人知人に直接お願いをして多額の寄付のご協力をいただいております。これからもいろんな機会を通してお願いをしてまいりたいと思いますので、佐々木議員様もぜひ寄付金募集の呼び掛けに、ご協力をお願いいたします。

次に「下水道事業にかかわる住民対応について」のご質問ですが、下水道工事の施行にあたりましては、工事に伴う影響範囲にあるブロック塀や石垣、家屋等について、工事着手前に専門業者による現況調査を行うとともに、工事区域の住民の皆様に、工事概要の説明及び一時的な通行止めや片側通行等の協力依頼を戸別に実施しております。施工中は、町が委託した専門業者及び町職員が監理監督を注意深く行っており、住民の皆様が不快な思いをしないよう細心の注意を払い工事の施工に努めております。工事により、一時的にご不便をおかけすることにつきましては、ご理解いただきたいと思っておりますが、住民

の皆様への不安や不満に対しましては、ご理解いただくまで十分ご説明申し上げ、丁寧に対応していきたいと考えております。なお、ご指摘の案件につきましては、担当課に問い合わせいたしましたところ、昨年10月27日にお申し出があり、10月30日にご理解をいただいているという報告を受けておりますので、念のため申し添えさせていただきます。以上で、佐々木議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） まず2点目の下水道事業の関係で、今町長は担当課から解決するというふうに報告を受けたというふうに言われましたが、本人はやっぱり理解と言いますか、納得しておりませんので私に改めて申し出たんじゃないかなとは思いますが、今日も傍聴にも参っております。今一度担当の課長の方からもその概要について報告を頂ければと思います。

それから、1点目の坂村真民記念館の関係では、まず、確かに町長が言われますように100%でないとだめなのか、30%でいいのかというその基準については、私もこうしたらいいということはなかなか言えないんですけども、やはり一種の住民運動のようなものがこの議会の状況に合わせてと言いますか、進んでおります。そういうことで、今一度賛成反対ということよりも、この進め方とかですね、ことについて何かこう歩み寄りができないものかなというふうに思います。やはり前回の全員協議会のところでも、町議会としても推進を、ぜひ成功させようじゃないかというふうなことで推進をみんなで確認をいたしましたので、ですから私もそういう立場でですね、進め方についてもっともっと町民の声や知恵をお借りするようなこともあるんじゃないかというふうなことで申し上げたいということと、それからもう1点は、どうしてもお金の問題ですね、なるだけ町民のみなさんが、こんだけ運動が盛り上がって少し町長や議会も歩み寄っていただいて、もうちょっと、確かに町長が、私がたったというふうに、4,000万円といったというふうに言われましたが、町民の方からするともうひと踏ん張りして、例えば工事代金の半分ぐらいをですね、全国的な寄付なんかでできないだろうかといいますか、そういうふうなことなんかも少し検討もしながら進めていくことも大事なかと、そういうことによってみんなが進める真民記念館建設運動になっていくんじゃないかなというふうな気がいたしますので、その方法も重々おくみ取りいただきたいというふうに思います。

○議長（中島博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 下水道事業の件に関しましては、双方の意見が食い違っているということと私は理解いたしましたので、また担当のものが直接お伺いをして、もう一度ご意見を聞いて、ご納得いただけるような方策をこれからも考えて行きたいというふうに思いますので、この件についてはできれば佐々木議員さんもお伺いされたら、うちの担当課にもですね、どういう状況になっただと、いうようなお声をかけていただければ、もっとスムーズにこのこともすんだのではないかと思いますので、今後はその点についてはご協力をお願いしておきたいというふうに思います。それから、真民記念館の件でございますが、確かに言われた通りで、お一人お一人の意見を聞いていくわけでございますが、やはり事業を進めていく中で、そういうふうに少数の意見を大切にはしていって我々もその中

に取り入れていくということは大事だというふうに思っております。しかし、そのことにまた説明会とか皆さんのお脚を煩わして、そしてやる方がいいのかどうか、一つでも問題が起きた時には全然議会や我々には付託はされてないんで、町民のみなさんの一部の方のご意見で足止めをしなければならないということになると、事業もなかなか進みにくいところもございます。そういうことで、町民の皆様のご意思でまた議員さんも選ばれたわけでございますし、私も恥ずかしながらでございますけど、町長に選んでいただいたというふうに思っております。そういうことで、この辺りはどの辺りにポイントを置くかということは今後また私自身も勉強してやっていきたいというふうに思います。それから、工事代金の半分ぐらい寄付を集めよというようなご意見をいただきましたが、私はこれはちょっと私自身としてそれだけの集める労力はありません。できるだけ集めたいという気持ちは持って色んな所へ各方面へお願いはして参っております。しかし、今の経済状況の中、また、色んな寄付を見てみましても、この工事費の半分というようなことはとてもやないけど私自身は難しいと思っておりますので、現実的に言いまして、私は最初に5,000万は集めたいと言ったら、担当の人なんかも職員らも5,000万は難しいという話がありました。しかし、私の目標は5,000万でした。今後できるだけ集めまして、一般財源の持ち出し部分を目標にして寄付については私も頑張りますので、先ほども申しましたように、佐々木議員さんもぜひ頑張ってくださいたいということをお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） もうくどくは申しません。下水道事業の関係のところでは、確かに私が直接担当課の方に確認してない部分がありまして、町長が言いよりましたように、ぜひ担当課の話も聞くべきだったなというふうには反省しております。いずれにしましても、改めて双方にもう一度意見も聞きながら、円満に解決していくように努力したいなというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（中島博志） 以上で佐々木隆雄君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。なお、会議の再開を10時40分としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（中島博志） それでは、ただいまより再開します。次に松崎浩司君の質問を許可します。3番松崎浩司君。

○3番（松崎浩司） 3番松崎浩司でございます。今日は県道23号、伊予川内線の渋滞解消に向けた取り組みにつきまして、町長のご所見をお尋ねいたします。

現在、朝晩のラッシュ時には県道23号の東温市から伊予市に向けた車線は混雑しておりますが、渋滞はほとんどありません。しかしながら、反対方向の伊予市松前町の方から東温市に向けた車線の渋滞は非常に厳しいものがあります。また、それに伴い拾町交差点

から西側100メートルのところに新旧の伊予川内線の合流地点がありますが、旧伊予川内線から新伊予川内線に合流することが難しいため、迂回路として一般の住宅街を通行する車両も少なくありません。また、国道33号の高架工事も完成いたしておりますが、砥部・宮内地区から松山方面に行く方にとりましては、時間短縮というメリットもありますが、残念ながら県道23号沿線に住む町民にとりましては、メリットはないというのが現状であります。私は過日、拾町交差点と高尾田交差点に立ちまして、朝、6:50～8:20までの1時間30分の間、伊予市松前町の方から来る車両がどちらに行くのか台数を計測いたしました。昨年7月14日水曜日、拾町交差点では、松山へ向かう車両は68台、東温市へ向かう車両は943台、砥部方面へ向かう車両は256台でありました。そして後日9月28日火曜日同時刻高尾田交差点におきましては、松山へ向かう車両は146台、東温市へ向かう車両は899台、砥部方面へ向かう車両は64台であります。よって伊予市または松前町の方から県道23号に乗って砥部に入る車両の内60%ぐらいは直進して東温市へ向かうのではないかと理解しております。道路整備を検討する場合、近隣市町の取り組みにも十分配慮に入れなければなりません。現在、松山市は四国8の字ルートの松山インターから国道56号までを『松山外環状道路』と命名し、着工しております。将来的にえひめ国体までに松山空港まで部分開通させたいとのことであります。また、砥部町でも県の事業であります。宮内から荏原までを『松山南部農免道路』で結び、25年度中には完成予定と聞いております。以上のことを考慮に入れましても、県道23号の渋滞解消にはなかなか繋がらないのではないかと考えます。県道23号は県道であって町道ではありません。しかしながら、渋滞解消は、砥部町のみならず、伊予市、松前町、松山市、東温市の方々にも十分なメリットをもたらす事業だと考えます。町としてもそういった近隣市町と連携して渋滞解消に向けた取り組みを強く県に要望すべきだと考えます。以上のことを踏まえて、県道23号の現状についてどうお考えなのか、また現状に支障があると認識されているのであれば、それに対してどのような方策をお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（中島博志） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 松崎議員のご質問にお答えいたします。「県道伊予川内線の渋滞解消に向けた取り組みについて」のご質問ですが、ご指摘のとおり、拾町の立体交差点が完了しても、県道伊予川内線の朝夕の渋滞は解消されていないのが現状であり、地元の皆さんには、ご不便をおかけしていることと思います。渋滞対策の取り組みにつきましては、平成21年7月、愛媛県渋滞対策協議会を立ち上げ、アンケート調査や現地調査を行い、県内の混雑多発ヶ所として、拾町交差点を含む75箇所を特定し、どういう渋滞対策ができるか、総合的に検討しているところであります。県道ですので、町が整備するというものではありませんが、お申し出の通り、早期の松山圏域の道路整備が、渋滞緩和に役立つと考えておりますので、関係機関へ要望して参りたいと考えております。以上で、松崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 3番、松崎浩司君。

○3番（松崎浩司） 町長が私と全く同じ認識をお持ちだということで、一安心しており

ます。県道23号の沿線はまだこれから開発が期待されるところであります。そういった面におきましても、県道23号の渋滞解消は喫緊の課題だと思いますので、これからも今おっしゃいましたお考えを基に、県なり国なりに要望していただきますように、お願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（中島博志） 松崎浩司君の質問を終わります。続いて、4番大平弘子君の質問を許可します。4番大平弘子君。

○4番（大平弘子） 議席番号4番大平弘子でございます。3つほど質問させていただきます。

1番目としまして、失業者に対しての雇用対策についてお尋ねをします。低所得者、ひとり親家庭、障害者、生活保護者の方々の失業に対する給食費の未納者及び保育料の滞納者は何人おられますでしょうか。何%でもかまいません。また、失業者に対しての本町の雇用対策について、町長のご所見をお伺いいたします。

2番目は鳥インフルエンザについてお尋ねします。2月16日現在愛媛県は鳥インフルエンザに感染したという発表はありませんが、本町の養鶏農家は何人おられますでしょうか。また、どのような予防対策を砥部町では取り組みをされているのか、町長のご所見をお伺いいたします。

3つ目は、自然災害の林業整備計画はどのようにされているのか、お尋ねします。平成22年3月11日季節外れの大雪で、至る所で傷んでいた森林が平成22年12月27日から降り続いた雪で、傷んでいた所に追い打ちをかけ、さらに荒廃が進み、危機的な状況であり、早急な対策が求められています。山間地域には、高齢者が多く、手の施しようもありません。大切な森林を守る今後の対策について町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（中島博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 大平議員のご質問にお答えをいたします。1点目の「失業による給食費の未納者及び保育料の滞納者」については、給食費の未納者が1名おられます。未納者に対しましては、学校と連携しながら、相談による分納で対応をいたしております。失業による保育料の滞納者はございません。本町の雇用対策としては、失業者の生活の安定を図るため、再就職のためのつなぎ期間の雇用として、県補助を財源に「砥部陶街道美化クリーン事業」や「坂村真民記念館データベース構築事業」において、臨時職員の雇用を行なっております。

次に「鳥インフルエンザについて」のご質問ですが、町内で養鶏を営まれている農場は2箇所、2月1日現在で合計3万9,500羽が飼われています。こちらにつきましては、2月2日から4日にかけて県家畜保健衛生所が一斉立ち入り検査及び指導を行い、現在まで異常がないことを確認しております。予防対策といたしましては、県が緊急防疫措置として実施する消毒薬等を、対象農場へ配布するとともに、衛生管理の指導を行なっております。鳥インフルエンザは、日本全国どこで発生しても不思議ではない状況にありますので、引き続き注意喚起を図るとともに、死亡野鳥の回収等、迅速かつ的確な対応に努めてまいりたいと思います。

次に「自然災害の林業整備計画」についてのご質問ですが、昨年12月の大雪による、



町道など町管理部分の除雪や、倒木の撤去につきましては、3日間程度で概ね処理が終わりました。ご質問の、森林を守る今後の対策は、昨年6月にお答えしたとおりでございますが、適正な間伐の実施、災害の起こりにくい森林整備、災害時における負担軽減のため、県の制度などの活用方法の調査や、森林国営保険の災害保険加入促進に努めてまいりたいと思います。以上で大平議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 不況の中現状では給食費、保育料、税金などの未納者が増えると考えられます。各学校の未納に関する協議とか、話し合いはされているのか。愛媛県内では2つの市が給食費未納で法的対応しているところがありますが、砥部町はできる限り法的手段に訴えることのないことを願いたいし、失業による町営住宅の家賃滞納者や、税の滞納者の配慮はどうなっているのか。それから子ども手当の人数ですね、対象者と児童手当の格差があればお聞かせ下さい。

2つ目の鳥インフルエンザについてですが、最初に宮崎で感染が発表され、鳥インフルエンザは愛知県、三重、和歌山、長崎、北海道と相次いで鳥インフルエンザの発表がありました。砥部町もいつ感染するかは近県の状況から考えますと、危機性はあると考えられ、これをさらに徹底した予防管理を続けてほしいと思っております。

3番目の自然災害の件ですが、森林は公益的、機能的、大切な役割を果たしています。荒廃が進む森林は危機的な状況であり、役割体制が必要であります。突発的な大雪で山や森林の破壊が起きた時、町運営危機箇所の危険箇所の周知徹底と各地区の避難場所、町民の防災意識の向上について、どのようにお考えがあるのか、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（中島博志） ただいまの大平議員の再質問に関して、子ども手当等関連質問に関しては、答弁の必要がないと認めますので、よろしく願いいたします。中村町長。

○町長（中村剛志） 大平議員さんの再質問でございますが、ちょっと早口でしたので私の耳で聞き取れないと言いますか、理解がちょっとできなかったところがありますので、一応の答弁はさせていただきますけど、再度ゆっくりと、すみませんけど、お願いしたいと思います。現在の失業による未納者1名ということでございますので、今後増えるという予測をされてのご質問でございますが、できるだけそういうことのないようにということでですね、我々としてはやはり話し合いでという基本的な考え方を持っておりますので、分納等でですね、対応していきたいというふうに思っております。やはり町民の皆様が困っているときは、お互いに何らかの方法をするというのがいいというふうに思っておりますので、そういうことでよろしく願いいたします。

それから、鳥インフルエンザについては、先ほど申し上げましたように、全国どこで発生してもおかしくない状況にございますので、先ほど答弁した通りで、今後も続けていくという気持ちでございますので、よろしく願いします。

それから、3番目の危機管理ということで、危険なところはやはり今、色んな計測等もしてですね、やっております。しかし、森林の中で木が折れたりですね、木が倒れたり、そのことについては個人的財産でございますので、町費を入れるということは非常に他の

皆さん方にご理解を得られないというふうに思っております。そういうことで、先ほど申し上げましたように、ご自身がやはり間伐とかそういうことで積極に参加をしていただくと、これには補助金が当然ついております。そしてまた、保険に加入していただくとか、そういうことで、ご努力をいただきたいと思います。またご相談については町で適切に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 3番目の自然災害の件なのですが、ちょうど県道にですね、山の木が折れ重なって電気も電話も不通になり、道路も通行できず、病院も思うように行けなかった日が何日か続きました。僻地への集落道路への除雪に機械や人員の不足の場合は町外からの応援をお願いしてはどうでしょうか。また、旧広田村は砥部町なんですよと前回町長が何度も言われました。町民として格差をなくしてほしいと思います。質問は以上で終わります。

○議長（中島博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 先ほど言われました除雪と、道路に木がかかったとか、それが停電になったとか、道路の、これは3日間で一応は先ほど申し上げたようにやっております。もちろんその日になくなるのがいいんですけど、松山辺りからももちろん来ていただいて、応援も当然考えられるわけですが、できるだけことは今回もさせていただいたつもりです。100%はできないかもしれません。しかし、一生懸命やらせていただいているつもりでございます。それと、もう1つ、広田と砥部町の格差を、ということでございますが、私は広田に対して一生懸命色んなことに関してやっているつもりですが、大平議員さんから見られたら、町長は何もしてないと申されるんだというふうに理解をいたしますが、一生懸命やらせていただいております。また町長ここはいかんということを具体的に私に直接言っていて、私もそのことに関してはやりたいと思います。私はここで申し上げておきますけど、決して広田を粗末にしている気持ちはありませんし、できるだけ広田が繁栄すれば、砥部の町は繁栄するというのを皆さんにも申し上げておりますし、その点についてはもし具体的にあればですね、私に言っていて、私もできるかできないかの回答をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中島博志） 大平弘子君の質問を終わります。次に、5番、西岡利昌君の質問を許可します。5番西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 5番西岡利昌でございます。2点質問をいたします。まず小学校幼稚園のエアコンについてお尋ねをいたします。昨今異常気象も常態化しつつあります。特に夏の最高気温は、毎年のように記録を更新しております。我々が子供の頃に比べると本当に上昇しております。今度新築される中学校では、各教室にエアコンを設置する予定ですが、現在の小学校や幼稚園には特別な教室を除いてエアコンはありません。近い将来に、普通教室へのエアコンの設置をお考えでしょうかどうか、教育長のご所見をお伺いいたします。

第2点、砥部町のシンボル障子山について質問をいたします。これは前にもしたと思うんですが、2回目でございます。障子山の頂上付近を町が買い取る。整備をして、

美しい「町の山」にしてはどうでしょうか。鳥や動物が住みやすい環境、これは人間にも優しい環境であります。実のなる落葉広葉樹を植え、水源涵養林としても役に立つ障子山になったらと思います。また、外国人が山林を買い始めておることはテレビの報道などでもご承知の通りで、特に中国の富裕層の方が買われております。町のシンボルの山として、末永くよその人に買われることないように大切に、町の山として、ずっと続くことを期待をいたします。町長のご所見をお願いいたします。以上で終わります。

○議長（中島博志） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 西岡議員さんからご質問をいただきました。教育長の方に先にご質問をいただいたのに、私が先に応えるのは不謹慎かもしれませんが、お許しを頂きたいというふうに思います。はじめに、「小学校・幼稚園のエアコン設置について」のご質問についてでございます。これはあとで教育長が答弁をいたします。そして2点目でございます「砥部町のシンボル障子山について」のご質問でございます。これは前回のご質問をいただいてお答えをさせていただきました。確かに議員さんがおっしゃられたように、町民の皆様から愛され親しまれている障子山が町のシンボルであるということは、私も考えが同じでございますし、おそらく砥部町民は皆さんそう思っていると思います。しかし現時点での山頂付近の整備については、なかなか難しいと考えております。これは前回申し上げた通りでございます。なお、今後必要性を十分考慮した上で、検討課題とさせていただきますというふうに思います。

それでは、教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 西岡議員さんのご質問にお答えをいたします。現在、幼稚園を含めました学校環境の整備につきましては、限られた財源の中で、緊急性・危険度を考慮いたしまして、まず耐震化を優先して進めておるところでございます。ご質問にもございましたとおり、異常気象が常態化する中で、教室内の温度が基準を上回る日もあって、幼稚園あるいは学校では、これに対応してこまめな水分補給であるとか、温度管理の徹底といったことで熱中症対策を講じておりまして、子どもたちの健康保持に努めているところでございます。また平成24年度末には、町内すべての小・中学校の耐震化が確保されます。ご質問にございましたエアコンの設置につきましては、耐震事業が終わりました後、それぞれの施設の大規模改修、あるいは改築事業等の機会をとらえまして検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上で、西岡議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 今教育長から頂きました、耐震が終わってからそういうことは取りかかられると言われたんですが、具体的に時期言うか、年度はどれくらいな年度にその耐震化が終わってそういうエアコンなどの整備ができるかいうのをもう少し具体的にお願いしたいと思います。それと第2点の障子山の、現時点では難しい、前にも説明されたと言われるんですけど、その難しいというところを、どういうことかもうちよっと具体的にお答えをお願いしたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 西岡議員さんの再質問にお答えいたします。エアコンの整備、具体的にということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、24年度末、平成25年に、春、中学校の改築が完了する予定でございます。ですから、それ以後に具体的な年度というのをはっきり計画しておるわけではございませんけれども、幼稚園、小学校のそれぞれの施設の大規模改造、あるいは改修等が生じてくる可能性がございますので、それらの機会を捉えて、財政事情も考慮しながら進めてまいりたいというふうに思っております。具体的詳細に積算しておるわけではございませんけれども、標準的な学校の規模で1教室あたりに大体経費として250万の経費が必要であろうかというふうに思っております。1校あたりにいたしますと、4,000万から5,000万という金額。現在の幼稚園小学校すべてに設置する場合ですと、約130教室ございますので、総額3億3,000万ほどかかります。ある程度長期的な計画の中で、順次公平性を考慮しながら、年次計画的なやりかたで対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中島博志） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 西岡議員さんから難しいということはどういうことかということで、禅問答をやっておりますが、教育長は理正院の出身でございますので、禅には慣れております。私はそういうことを経験もしたこともございませんので、なかなか答弁にはなりません。先ほど、前回も申し上げましたように、ここは皿ヶ峰連峰の自然公園に入っております。そういうことで色々な規制もございます。それも今後研究をしていかなければなりません。そしてまた今上には持ち主があって、その木がもう40年以上になってこれを伐採するかどうかということについても色んな問題がございます。人の財産でございますので、売ってくれる言うた言わんじゃなくて、実際に契約できるかどうかということも当然入ってきますし、今林道の話もちらほら出ております。これも方向性がどうなるかはまだ決まっております。まだ具体的に県の認可を受けてやっているわけではございませんし、そういう話がちらほら聞こえてくるということでございます。そういうことで、この問題については、今時点では難しいと申し上げます。そしてまた色々な条件整備が出てきた時点で、また皆さんとご相談をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中島博志） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 再質問のお答えをいただきました。25年度の春に中学校が完成して、その後は耐震などが出来た時に徐々にしていくというようなことだと思うんですが、やはり中学生も小学生や幼稚園の子どもも、同じ、公平にしてあげなくてはいけないという立場から、そんなに長い期間そういう片一方は快適な学習ができる環境をつくって、片一方はそういう予算がないから、いつかわからないということではちょっと、愛情が足りないなど、やはりそういうことから期間を、あまり長い期間じゃないうちにそういうことは整備をしていただくように思うんですが、そこらへんの教育長の考えはどう思われますでしょうか。また、山の問題は、よそのものだから、おっしゃる通りでございますが、そういうことを考えて、そういう人にアプローチをして町のものにしたいんだけれ

ども、協力できるかというようなことを今後少しでもしていただきたいなど、それはもう希望でございますので、答弁はいりません。教育長、ひとつお願いいたします。

○議長（中島博志） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 再質問にお答えいたします。西岡議員さんおっしゃられました通り、子どもたちが快適に学校生活を送れる、そういった良好な学習環境を整備したいという気持ちは私も強く持っておるところでございます。その方向に沿ってできるだけ早くという考え方でそういう整備を、計画的な整備を進めて行くという計画を進めて行きたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、多額の費用がかかるわけでございますので、そうして各学校等のバランスも考えなければいけません。そう言ったことも考慮しながら、できるだけ早い機会に設置をするべく努力をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中島博志） 以上で西岡利昌君の質問を終わります。次に11番、宮内光久君の質問を許可します。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 議席11番宮内光久でございます。私は耐震化と防災について質問をいたします。去る2月22日深夜起きましたニュージーランド地震で、亡くなられました方に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げます。また、地震で負傷された方々にお見舞いを申し上げますとともに、1日も早いご快復を祈っております。被災地では全力で復興作業に務めておられることと思いますが、1日も早いご再建を願っております。それでは質問いたします。まず1点目は水道施設、水道管の耐震化についてお伺いをいたします。厚生労働省が策定した水道ビジョンの中でも災害時・非常事態への対応についてソフト・ハードの両面において十分な備えができていない状況にあると指摘されております。水道は地震が発生した際に、飲み水や炊事、洗濯などの生活用水だけではなく、消防や医療機関への水の供給など、重要な役割を果たすものであります。水というのは、まさに私たち人間にとりましても、どうしても必要でございますし、人間自身も7割以上が水分でできていると言われております。平成7年1月に起こりました阪神・淡路大震災の時、最大断水日数が90日、新潟中越地震の時に30日、能登半島地震では13日、平成20年の岩手宮城内陸地震では60日と、大規模地震が起きますと復旧までにかかなり時間がかかっています。水は国民の生活に欠かせないものであります。代替手段がないという性質も持っています。危機管理の観点から、水道施設、水道管の耐震化について積極的に進めるべきだと思います。そこで質問をいたします。（1）として、砥部地区、広田地区の水道普及率は何%ぐらいですか。（2）として、水道管の耐震化率はどうでしょうか。（3）として、水道管の法定耐用年数はどれぐらいなものでしょうか。（4）として、老朽管の更新に併せて、効率的に耐震化していくのがベストだと思いますが、この予定はどうなっているのか。（5）として、危機管理の観点から耐震化を積極的に進めなければならないと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に2点目として、総合防災についてお伺いをいたします。近い将来必ず発生すると言われていた南海地震や、その他異常気象により生じる災害に備えて、住民の「安全・安心の確保」のため、総合防災マップが各家庭に配布されました。今後予想されます大災害に

対しまして、住民としてどのような対応策を取るべきか、支援を待つだけでなく、地域でできることは地域住民が協力しながら助け合える自主防災体制をしっかりとしたものにする必要があるのではないかと思います。砥部町にはお年寄りが多い小集落や、大きな団地など、条件の違いがございます。住宅災害や電力の不通、道路の寸断、水道の寸断、病人やけが人の搬送など、一番必要になるのは初期活動ではないでしょうか。身近な住民活動であると私は思います。実際にいざ自分達の地域で災害が起きますと、防災グッズや置き場所、保管場所などがある程度把握していなければなりません。最寄りの避難場所へは安全に安心の道をどのような経路で避難するか、各家庭で、地域で見直しに合わせて確認しなければならないと思います。そこで質問いたします。(1)として、現在、自主防災組織はどれくらい結成されていますか。(2)として、加入世帯数と組織率はどのようになっていますか。(3)として、災害時、緊急物資の備蓄状況はどうなっていますか。また、22年度、23年度の計画の中で、道路橋長寿命化修繕計画も策定されていて、橋長15m以上の27橋梁を対象に今後修繕されると聞いております。(4)として、橋梁調査点検は、耐震も含めて調査されましたか。(5)として、町民が管理している通常生活道路橋は町全体でどれ位ございますか。(6)橋梁の耐震化について、今後どのような対策を取られますか、具体的にお答えいただきます。以上、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長(中島博志) 中村町長。

○砥部町長(中村剛志) 宮内議員のご質問にお答えいたします。はじめに、「水道施設、水道管の耐震化について」のご質問でございますが、1点目の水道普及率につきましては、砥部地区96.2%、広田地区100%となっております。2点目の水道管の耐震化率は、水道送配水管全体に対しては砥部地区で12.3%、広田地区は0%となっており、基幹管路に限定すると、町全体で80.1%となっています。3点目の水道管の法定耐用年数は、40年となっています。4点目と5点目の、老朽管の更新、耐震化の推進については、平成12年度から耐震性のある鋳鉄管に、20年度からは耐震性、経済性、施工性を考慮したポリエチレン管による老朽管の更新を進めており、今後も、水道事業の健全化を維持しながら、計画的に実施してまいりたいと考えております。安定した給水を確保することは、水道事業者として当然のことであり、災害時においては、飲料用だけでなく様々な活動に水が必要であることは言うまでもありません。現在、策定中の「砥部町水道ビジョン」の中で、水の高度処理化や、水道管及び施設の耐震化等における、課題や対応を示すことにしておりますので、策定でき次第、議員の皆様方にご説明させていただきたいと思っております。

次に「総合防災について」のご質問ですが、まず1番目、自主防災組織の結成状況ですが、1月末現在44組織が結成され、2番目、加入世帯数は7,555世帯、84.21%の加入率となっております。3番目に、緊急物資や非常食等の備蓄については、平成7年に発生した、阪神淡路大震災での援護物資の状況を踏まえ、同年に県が示した、基本方針に基づき準備をしています。基本方針では、人口比の0.33%を対象人数とし、食料品は1日2食6日分を、飲料水は1日1ℓで6日分、生活必需品は対象人数分を確保することとなっております。本町の場合の対象人数は1月末現在で、74人になります。備蓄量

は、食料品が、主食１，５００食、副食９６０食を、生活必需品は、１００人分用意をしております。飲料水は、備蓄しておりませんが、地震により給水できなくなった場合でも、配水池のタンクから直接取水し、避難所などに設けた給水所に届けることができるよう、給水タンクや、給水袋などの容器を準備しております。４番目の道路網の道路橋の関係でございますが、現在町が管理している２ｍ以上の橋は１４２箇所でございます。「道路長寿命化修繕計画」策定にあたり、今年度、橋長１０ｍ以上の橋、４１箇所について専門業者による橋梁調査点検を行いました。この点検は、老朽化した橋梁の損傷状態を把握し、損傷に応じた修繕と適正管理を行うための基礎的資料収集を目的としており、耐震化の調査は行っておりません。最後の質問でございますが、現在のところ、本町では耐震化計画はございませんが、今後の計画策定に基づき、耐震化の必要性について検討を加えて参りたいと考えております。以上で、宮内議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） １１番、宮内光久君。

○１１番（宮内光久） それでは再質問をさせていただきたいと思います。これは愛媛新聞にこのような記事が、興味深い記事が載っておりましたので、少し読まさせていただきます。２０１１年２月２３日愛媛新聞に「芸予地震１０年」「追いつかない耐震化」として、このように書かれております。松山市の上水道の管路は総延長２千キロを超えるものの、公営企業局建設整備課によると、市の上水道管路の耐震化率はわずか７．５％。これは２０１０年３月現在でございますが、重要なルートを担う基幹管路は、１５．８％だが、全国平均の３０．３％よりも低い。松山市は７年度から老朽化で更新する水道管すべてで、地盤の変動に対して伸縮性を持つ耐震管「ダクタイル鋳鉄管ＮＳ型」を採用と書かれておりました。さきほど町長の答弁の中に、この１２年度から、この鋳鉄管を採用しているし、また２０年度からはポリエチレンの方で耐震化の方を進めているということを聞いております。

２点目といたしまして、今度防災についてでございますが、県内の６，８３６戸が停電した。四国電力は４年から南海地震対策として地震対策検討委員会を設置、全国、もとい四国全域で４５億円投資して耐震化や津波による浸水対策を実施するなど、国の被害想定に基づき、減災に力を注いでいると、このように書かれておりました。被害が多岐にわたるため、瀬戸内海海岸では電気の復旧に約１週間程度かかるとの試算もあると言っています。もし電気が止まった、停電になった、何とか電力を確保したいと思われそうです。町内で発電機を持っている家庭も多々あると思います。地域自主防災組織や、行政はその辺りも把握していれば、よいと思いますが、いかがですか。お伺いいたします。避難する場合、特にこれからは高齢者や障害者たちが多く、健常者と違った避難方法も考えられます。そのためにも、避難訓練も大切だと思いますが、避難訓練の方法について、どのようなお考えがあるか、お伺いをいたします。（２）として、災害時、作業機械が重要です。町として、建設業者さんや土木業者さんがどのような機械を所有しているのか、災害時所有している機械で復旧工事のお手伝いができるのか、その辺りのお話しや、把握はできておりますか。お伺いをいたします。（３）として、この件は通告いたしておりませんので関連質問としてお伺いをいたします。来年坂村真民記念館がオープン予定ですが、この坂村真民記念館を

緊急避難所として指定できないでしょうか。今指定している場所は、砥部小学校と砥部南分校であり、避難するにはあまりにも危険であります。坂村真民記念館であれば、すぐ隣ですし、幼稚園や保育園の先生たちや、また地元大南や上ノ山地区の住民の皆様にとっても大変喜ばしい建物になると思いますが、町長この件は通告しておりませんので、答弁なければ結構ですし、もしいただけるならばご見解をお願いいたします。以上再質問1つ長くなりましたけれども、答弁の方をよろしく願いいたします。

○議長（中島博志） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 再質問にお答えをいたします。ちょっと多岐にわたりましたのでまた落ちるところがありましたら、またご指摘いただきたいと思います。老朽管の更新時に耐震管というようなお話しがございましたが、今先ほど答弁をいたしましたように、老朽管の更新時には耐震管を採用しておりますが、今後伸縮性を持つ耐震管も含めて、計画的に敷設替を実施してまいりたいと考えております。具体的に申し上げますと、小さい管は今使っているポリエチレン管、そして中から大については铸铁管を使用したいというふうに思っております。次に、発電機、電気の問題ですが、確かに地震等起きますと停電というのは必然的に起こってまいります。今発電機については一応調べがございまして、町で7台保有しております。また自主防災組織で天神区と外山区がそれぞれ1台ございます。その他にも個人的にお持ちの方もいらっしゃると思います。またこれについては今後調べて参りまして、いざという時に役立つようにしたいと思います。そして、被害者の避難方法等についても今、防災マップもございますし、そして自主防災組織もございしますので、この方たちにこれから訓練を積んで、そういうことがきちっとできるように、取り組んでまいりたいというふうに思っております。それと、最後に、真民記念館を避難所にしてはどうかというご意見でございます。確かに宮内議員さんがおっしゃられる通りだというふうに思います。大南地区にはそういう施設がございませんので、ちょうど幼稚園と保育所の隣でもありますので、この場所を避難所として活用することは可能であると考えております。災害発生時の状況も見て、避難所として使用したいというふうに思っておりますし、避難所の指定も今後考えて行きたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 再々質問でございますけれども、先ほど水道管の耐震化については町長の方から詳細に答えていただきました。今後とも耐震化については一層力を、できるように要望いたします。そして、もう一つはこの防災についてでございますが、何年か前に非常用の賞味期限が切れる、切れたものをちょっと食べさせていただいたこともありますが、この賞味期限等々は年に何回ぐらいとか、まあ台帳があると思いますが、その辺りで調べていただいております。今後このような非常食系統は何年ぐらい持っているものか、そしてまたこれ変えるにはどのぐらいの予算がいるのか、そこへんを1つ担当課長の方からもお願いをいたしたいと思います。もう1点は、橋でございますが、防災について橋の件でございますが、町の方から砥部町の一覧表をちょっといただきまして、見させていただきました。この幸田線に19.5m、50cmつてかかつとる橋でございま



すが、これはたぶん農面道路の永代橋だと思いますが、たぶん町道じゃないのは調べることになってないと思います。そこで、担当課長にこの確認をさせていただきたいと思いますし、また千里地区、千里公民館にかかっている優量橋があると思います。この道路は町道に認定されていると思いますので、これがどうして審査の対象になっていないのか、またその奥の川富橋とか、幸成橋とか、一番奥の千里口の町内ずっと上がっていったところに千里口橋というのがございますが、これの耐震のところに入っていないのは、どういう理由があるのか、お聞かせをいただきたいと思います。以上、何点かお願いいたします。

○議長（中島博志） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただいまの宮内議員のご質問でございますが、備品歳費でございますので、私の方からちょっと答弁ができません。そういうことで課長の方から答弁させていただきますし、また答弁できない部分については、また再度調べて、答えたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 宮内議員さんの災害時の備蓄の物資の、たぶん賞味期限がどのぐらいかとか、という意味だと思います。で、現在備蓄しておる部分で缶詰等とか、ご飯の部分なんかありますが、大体缶詰等については3年、白米とか現在買っておる部分については5年、というような賞味期限がございます。そういったことで、順次、それとあと缶入りクラッカーとかもあるんですが、それも5年、で順次年度が来たときに更新をしております。今回23年度では更新するものが若干ございますが、当初予算において40万強を予算計上しておるところでございます。以上で宮内議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 宮内議員さんのご質問にお答えをいたします。現在本年度41か所の橋を点検しておるということでございますが、それは15m以上は28全部やっております。そして10mから15mは20の橋があつて、そのうちの今年度調査にしとんは13箇所だけということで、その残り7か所の分に入っておりますので、今年の点検に入っていないだけであつて、漏れておるということではございませんのでご理解を頂けたらと思います。以上でございます。

○議長（中島博志） 宮内光久君の質問を終わります。以上ですべての質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩します。なお再会は、休憩中に開催する全員協議会終了後の予定です。時間につきましては、事務局より報告いたします。

午前11時40分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~

日程第6 特別委員会の設置及び選任について

○議長（中島博志） 再開します。日程第6 特別委員会の設置及び選任についてを議題と

します。おはかりします。議会改革について調査・検討するため5人の委員で構成する議会改革特別委員会」を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議会改革について調査・検討するため、5人の委員で構成する「議会改革特別委員会」を設置し、これに付託し調査することに決定しました。

おはかりします。ただいま、設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、佐々木君、政岡君、土居君、西村君、平岡君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議会改革特別委員会委員には、佐々木君、政岡君、土居君、西村君、平岡君を選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩し、休憩中に議会改革特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後2時23分 休憩

午後2時24分 再開

○議長（中島博志） 再開します。報告します。休憩中に議会改革特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に西村君、副委員長に土居君が就任されました。今後、ご協力の程よろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後2時25分 散会

平成 23 年第 1 回定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 23 年 3 月 4 日	
招 集 場 所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成 23 年 3 月 4 日 午前 9 時 30 分 議長宣告	
出 席 議 員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
欠 席 議 員	なし	
地方自治法 第 122 条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教 育 長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 日浦 昭二 会計管理者 武智 充吉 教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長 辻 充則 保険健康課長 大野 哲郎 産業建設課長 萬代 喜正 生活環境課長 東岡 秀樹 広田支所長 丸本 正和	
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 正岡 修平
傍聴者	2 人	

平成 2 3 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 4 号 松山地区広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程第 2 議案第 5 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6 号 砥部町公共施設更新準備基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 8 号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 9 号 砥部町財政調整基金条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 0 号 砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 1 号 砥部町土木建設事業等負担金条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 2 号 砥部町減債基金条例の廃止について
- 日程第 1 0 議案第 1 3 号 砥部町土地開発基金条例の廃止について
- 日程第 1 1 議案第 1 4 号 砥部町梅野奨学資金給付条例の廃止について
- 日程第 1 2 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 1 4 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 30 議案第 33 号 平成 23 年度砥部町水道事業会計予算

・散 会

平成23年第1回砥部町議会定例会

平成23年3月4日（金）

午前9時30分開会

○議長（中島博志） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第4号 松山地区広域市町村圏協議会の廃止について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第1議案第4号松山地区広域市町村圏協議会の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第4号松山地区広域市町村圏協議会の廃止について。地方自治法第252条の6の規定により、関係市町と協議の上、平成23年3月31日をもって松山地区広域市町村圏協議会を廃止することについて議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、松山地区広域市町村圏協議会の設置根拠となる広域行政圏計画策定要綱の廃止に伴い、第4次松山地区広域市町村圏計画の終了をもって廃止するため、提案するものでございます。若干説明を加えさせていただきます。資料の方をご覧ください。広域市町村圏協議会は昭和47年3月に中予圏域の市町村が公益的総合的に振興整備を図ることを目的に、設置されております。今日までの主な活動としては、松山地区広域市町村圏計画の策定、講演会の開催、愛媛FCのマッチエリアや、愛媛マンダリンパイレーツ中予広域の日といったプロスポーツにおける連携などを行ってきました。21年3月に国の広域行政圏計画策定要綱が廃止されております。今回、第4次松山広域市町村圏計画が22年度末をもって終了することになったことから、この法定協議会も廃止することで構成市町村の意見が一致し、廃止議案を上程することとした次第でございます。なお、協議会が保有する財産については、568万円ほどの現金がございましたが、これを22年度の負担金の算定割合で案分して、今年度中に各市町村に返還されるということとしております。ちなみに本町分につきましては、44万5千円ほどになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第4号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 日程第2 議案第5号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の制定について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第2議案第5号砥部町執行機関の附属機関設置条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第5号砥部町執行機関の附属機関設置条例の制定について。砥部町執行機関の附属機関設置条例を次のように定める。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。まず第1条趣旨でございますが、この条例は必要と認められる附属機関を設置し、その構成及び担任する事項の範囲に関し、規定するものとしております。続きまして第2条設置でございますが、附属機関に関して設置する期間については別表の方に定めております。後ほどご説明させていただきます。第3条任命でございますが、附属機関の委員は当該機関の属する執行機関がそれぞれ定めるところによる当該機関の委任する事項に関し、学識経験を有する者、その他適当と認められる関係者のうちから、当該執行機関の長が任命することとしております。委任については、第4条に定めております。附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行することといたします。2ページをご覧ください。今回この条例で設置する附属機関でございますが、町長部局の方としましては、砥部町男女共同参画推進審議会、それから砥部町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会、砥部町文化功労賞推薦委員会でございます。教育委員会の方としまして、砥部町就学指導委員会を設置することといたします。これは従来からこの形のものはあったものもございますが、提案理由にあるように、条例設置されるべき附属機関を明確に規定するため、提案するものとしております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 従来通りというような感じですが、これ、任期とかその他は定めていないんでしょうか。

○議長（中島博志） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 井上議員のご質問にお答えします。第4条委任の項目にございますように、必要な項目について、別に定めるということにしております。それぞれの附属機関の任期であるとか、人数、そういうものは施行規則、条例規則の方で定めることになります。以上です。

○議長（中島博志） 他に質疑ありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第5号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第5号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。



日程第3 議案第6号 砥部町公共施設更新準備基金条例の制定について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(中島博志) 日程第3議案第6号砥部町公共施設更新準備基金条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 議案第6号砥部町公共施設更新準備基金条例の制定について。砥部町公共施設更新準備基金条例を次のように定める。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。条例の内容でございますが、第1条として設置、公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものでございます。第2条積立は基金として積み立てる額は予算で定めることといたします。第3条管理としては、預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。第2項として、有価証券に変えることができることとしております。第4条運用益の処理については、基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して基金に編入することとしております。第5条として、繰り替え運用を定めております。第6条に処分でございますが、基金は第1条に定める経費に充てるため、町長が必要と認める場合において、その全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、処分することができることとしております。第7条は委任でございます。附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。なお、この公共施設更新準備基金でございますが、町営住宅建設積立基金、減債基金、土地開発基金の3つの基金を統合することとしております。町営住宅建設積立基金につきましては、この基金ともともと性質が似ておりますので、次の附則で附則第2項と第3項の規定で編入することとしております。それが、2ページにございます提出しておる議案第6号の2ページでございますが、第2項、砥部町町営住宅建設積立基金条例は廃止する。第3項として、この条例の施行の日の前日に砥部町町営住宅建設積立基金条例の規定により、設置されていた基金に属する現金は施行日に置いてこの条例の規定により設置させる基金に属する現金とみなすという規定でございます。提案理由でございますが、老朽化施設の更新施設に充当する財源を確保し、地方債の発行を抑制するため提案するものでございます。残り2つの基金につきましては、後ほど廃止条例を上程いたしまして、また3月補正予算に積み立てる額を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中島博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(中島博志) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第6号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって議案第6号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第4 議案第7号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(中島博志) 日程第4議案第7号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 議案第7号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。

内容でございますけど、新旧対照表の方をご覧ください。2点ございまして、1点目として既存の委員として掲載している真ん中のところでございますけど、障害児就学指導委員を、名称を就学指導委員に改めるというものでございます。2点目としまして、附属機関設置条例の先ほどの条例の上程に伴い、その他の附属機関委員の報酬として7千円を加えるものでございます。議案の方にお戻りください。附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。提案理由でございますけど、砥部町附属機関設置条例の制定に伴い、改正の必要があるため、提案するものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中島博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(中島博志) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第7号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって議案第7号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第5 議案第8号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(中島博志) 日程第5議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長(原田公夫) 議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。

最後の提案理由でございますが、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正

する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたため、一般職の非常勤職員について、仕事と育児の両立を図る観点から、また民間との均衡も考慮し、育児休業等を取得することができるようにする等の必要があるため、提案するものでございます。内容につきましては、新旧対照表の方で説明させていただきます。新旧対照表のまず1ページでございますが、第2条、これは育児休業をすることができない職員の条項でございますが、その条項にまず短時間勤務職員の任期を定めた採用された職員を追加しております。2号として、次に、4号を加えております。4号につきましては、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員ということで、逆説的な表現になっておりますが、ここから下の（ア）から（ウ）までの項目につきましては、育児休業をすることができる非常勤職員の規定を定めております。まず（ア）としまして、次の（ア）いずれかに該当する非常勤職員ということで、（ア）（イ）（ウ）と3つ条件が載っておりますが、まず（ア）としましては、引き続き在職した期間が1年以上である者、（イ）としまして、この1歳到達日を越えて引き続き在職することが見込まれる者、（ウ）としまして、勤務日の日数を考慮して規則で定めるものと、この3つの要件のいずれにも該当する職員が、育児休業をすることができる非常勤職員ということでございます。この規則に定めると書いております内容としましては、1週間に勤務日が3日以上であるもの、または1年間の勤務日が121日以上であるものと、そういったことが書かれております。今回この3つの条件を満たす職員というのは本町ではございませんので該当者がおりません。今回改正はしますが、それを受給できる職員は今のところ該当者がいないということでご理解いただきたいと思います。続きまして、（イ）としまして、次条3号に掲げる場合に該当する非常勤職員ということでございます。続きまして2ページに参りまして、（ウ）としまして、育児休業できる任期の末日のことが書かれております。任期の末日までに育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新とか採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするものは育児休業はできるということでございます。続きまして第2条の2、これにつきましては、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日についての該当する事由が書かれております。1号につきましては子の1歳到達日、2号につきましては子が1歳2カ月に到達する日、次のページ3ページに行きまして、3号につきましては、子が1歳6カ月に達する日、下の方に（ア）とありますが、非常勤職員本人が子の1歳到達日に育児休業をしている場合、次のページ4ページにいきまして、（イ）としまして、子の1歳到達日後に育児休業をすることが特に必要と認められる場合として、規則で定める場合というふうになっております。この場合の規則等でございますが、例としましては保育所の入所を希望していたが、入所ができないとか、あと子ども1歳到達日後に養育する予定であった配偶者が例えば死亡したとか、病気とかで養育することができないとか、子と同居しないこととなったとか、あと産前産後の休暇以内であったとか、そういったような例が挙げられます。続きまして、真ん中のところにあります第3条でございますが、これにつきましては育児休業の承認の条項でございます。それで第1項の条例で定める特別の事情を追加しております。6号としまして、第2条の2、第3号に該当すること、7号としまして、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が任期の更新、または採用に伴い引き続き

育児休業をしようとする。続きまして第11条でございますが、これは規定済みの定義規定に伴う字句の整理をしております。続きまして、5ページへ参りまして、第17条でございますが、この条項につきましては部分休業をすることができない職員の条項でございますが、これで第1号としまして、この後の2号に追加に伴う1号は規定の整理をしております。第2号としましては、部分休業ができる職員の規定をしております、(ア)としまして、引き続き在職した期間が1年以上であるもの、(イ)としまして、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定めるものというふうになっております。18条につきましては部分休業の承認の条項でございますが、第1項としましては、非常勤職員について部分休業をすることができることとしたことに伴う規定の整理をしております。第2項としましては、この後の3項に非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を新設したことに伴う字句の整理でございます。続きまして、6ページに第3項がありますが、この第3項を追加しております。部分休業の承認は1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内とすること、という規定でございます。本則に戻っていただきまして、附則としまして、この条例の施行日が載っておりますが、平成23年4月1日ということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 数を詳しく説明していただきましたが、本当にわかりづらい、なんか読んでても何が何やら私の能力でちょっとわかりづらいんですが、端的に言えばどういう扱いですかね。

○議長（中島博志） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 井上議員のご質問にお答えします。簡潔に言えということでございますが、頭にありますところの条項が一番大事かと思いますが、一定の要件を満たせば育児休業ができると、その要件というのが先ほど言いましたように1年以上引き続いて勤務しとったとか、子が1歳到達日を超えて引き続き在職する見込みがあるとか、勤務日数を考慮して規則で定めるものと、この3つセットで該当した人については育児休業をすることができるということでございます。

○議長（中島博志） 他に質疑はありますか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第6 議案第9号 砥部町財政調整基金条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第6議案第9号砥部町財政調整基金条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案の理由説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第9号砥部町財政調整基金条例の一部改正について。砥部町財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。

内容でございますが、第2条を次のように改めるものでございまして、資料の方の新旧対照表をご覧ください。従来第2条基金として積み立てる額は毎年度予算で定めるとしておりましたものを、ここにございますように第1号として毎会計年度において、砥部町一般会計歳入歳出決算上生じた剰余金の全部または一部、前号に掲げるもの他、砥部町一般会計歳入歳出予算で定める額というふうに改正するものでございます。なお、この改正の意図とするところは、1号の内容にございまして、第9号議案資料ということで付けております地方自治法第233条の2の規定、1番下のところにございますけれども、この規定を根拠として、財政調整基金に積み立てる額を条例中に定めることにより、決算剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで予算を通すことなく財政調整基金に編入する、つまり予算に計上することなく財政調整基金に編入すること、この点を入れることを目的として改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 今の課長の説明で、結局こういう方法にすれば、そのメリットデメリットはどうなるんですか。

○議長（中島博志） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 井上議員の質問に答えします。まず1点目としましては、地方財政法に定めます決算剰余金については、翌々年度までにその2分の1以上を基金に積み上げるか、起債の繰り上げ償還の財源に充てるという規定がございますけれども、この基金に積み上げる額、2分の1を積み上げたということが既成事実として明確になるということが1点ございます。それから、従来ですと決算剰余金を基金に積み上げるために予算を組む、つまり予算としては水膨れと言っては何なんですけれども、より予算が実態に近いものになるということが1点ございます。このような措置をすることで、繰越金というのを予算上少なく、事実上少なくして、予算の方ですね、より単年度の収入・支出で組んでいくという予算本来の趣旨に近付けることができると考えております。以上でございます。

○議長（中島博志） 他に質疑ありませんか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 課長、メリットは確かに多いと思います。私も賛成の立場ですが、デメリットは全然ないんですか。

○議長（中島博志） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 井上議員のご質問にお答えをいたします。繰越金が当然減りますので、予算を組む場合に一般財源の見込み額が減るわけでございますので、それをどこに求めるかと申しますと、通常財政調整基金の取り崩しという形になろうと思います。

つまり、編入した分も又予算上はですね、財政調整基金を入れますよというような形が大きくなってまいります。実際今回の当初予算におきましても３億円の財政調整基金を入れておりますが、編入された分を編入しておりながらもう一度組み込むというような形が出て参ります。ただし、それにつきましては単年度の財源というのをはつきりさせるという意味で、見ておりますので、功罪両方あると思いますけれども、そういう見方をさせていただいたと思います。

○議長（中島博志） 他にご質疑ありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第９号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第９号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、３月１１日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第７ 議案第１０号 砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第７議案第１０号砥部町奨学資金貸与条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第１０号の説明をいたします。砥部町奨学資金貸与条例の一部改正につきまして、砥部町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成２３年３月４日提出、砥部町長中村剛志。それでは新旧対照表の方でご説明申し上げます。まず１ページ目でございますが、第２条で第２項のところに現行でこの規則というふうになっております。これは記入ミスでございますので、規則を条例という言葉に変えるものでございます。次に第３条で、奨学生となることができる者という要件でございますが、現行では高等学校、大学、または高等専門学校に在学する者が対象となっております。４号の方で保護者が旧広田村に居住するというのが現行でございます。それを改正案の方では、高等学校、または高等専門学校の第３学年までに在学するものに変えるものでございます。４号の方では、保護者が砥部町に居住、そして新たに５号としまして、未成年者であるということを付け加えております。そのほかの条項につきましてはそれらに関連する条文を改正するものでございます。なお、貸付金額等につきましては現行のとおりでございます。議案書の方に戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日この条例は平成２３年４月１日から施行する。経過措置としまして、２項、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の砥部町奨学資金貸与条例に基づき、奨学生として採用された者の奨学生の資格及び奨学生の貸与額にかかる旧条例の規定はなおその効力を有する。提案理由でございますが、砥部町奨学資金については、砥部町奨学基金により奨学生の保護者が広田地域在住者に限り、高校生及び大学生を対象に貸与事業として実施してきましたが、大学生の貸与については他の類似した制度が数多くあるため、廃止することとし、高校生のみを対象とし、かつ砥部町全域を対象として実施する旨改正

したく提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第10号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第8 議案第11号 砥部町土木建設事業等負担金条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第8議案第11号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） それでは議案第11号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町土木建設事業等負担金条例を次のように定める。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。

提案理由といたしまして、受益者負担を軽減し下水排水路の整備を促進するため、提案するものでございます。それでは次のページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。左が現行、右が改正案でございます。真ん中どころ、下水道の新設改良事業、これを下水排水路の整備事業と変更、また負担金付加金でございますが、50%を35%に改正ということで、提案するものでございます。次のページ、参考資料でございます。現在砥部町が事業主体になり、地元負担金をいただきながら整備してる事業、緊急浸水対策事業につきましては、地元負担を20%頂きながら、水路改修等の事業を進めております。また、今回改正、真ん中どころでございますが、今回改正のお願いをさせていただいておところが、下水排水路整備事業ということで、浸水等が発生している箇所、おおむね5戸以上の住宅等に被害が生じる恐れがあるものということで、こういうところをできるだけ整備したいということで軽減するものでございます。また米印の部分につきましては、おおむねの話でございますので、おおむね設計金額、これ総事業費となっておりますけど、設計金額4、500万程度と私どもは推測して、事業的なものは考えておりますけれども、これを35%にして事業を進めたいと考えております。また水路につきましては、土地改良事業ということで、農業用水ということで、水路整備をするときには地元が事業主体で砥部町が設計して50%の補助金を交付して、地元の方で、水路改修について進めていただいております。今後起こりうる集中豪雨等にできるだけ対応するために地元と協議しながら地元の協力を得ながら、事業を進めたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第11号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いをします。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第11号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第9 議案第12号 砥部町減債基金条例の廃止について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第9議案第12号砥部町減債基金条例の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第12号砥部町減債基金条例の廃止について。砥部町減債基金条例を廃止する条例を次のように定める。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。砥部町減債基金条例は廃止するというものでございます。附則としてこの条例は公布の日から施行いたします。提案理由でございますが、砥部町減債基金については近年運用がなく、今後は償還財源の確保により起債発行の抑制に重点を置くことから、減債基金を廃止し、公共施設準備、更新準備基金への原資とするため、提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第12号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いをします。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第10 議案第13号 砥部町土地開発基金条例の廃止について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第10議案第13号砥部町土地開発基金条例の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第13号砥部町土地開発基金条例の廃止について。砥部町土地開発基金条例を廃止する条例を次のように定める。平成23年3月4日提出、砥

部町長中村剛志。砥部町土地開発基金条例を廃止する条例として、砥部町土地開発基金条例は廃止すると、いうものでございます。附則、この条例は公布の日から施行する。提案理由でございますが、砥部町土地開発基金条例は公共用地の先行取得を目的に設置しておりますが、今後先行取得すべき用地はございませんし、地価が下落傾向にある現状では、その必要性も失われているというこのことから、土地開発基金を廃止し、公共施設更新準備基金への原資とするため、提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ご質疑ありませんか。
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第13号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

「[異議なし]」の声あり

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

日程第11 議案第14号 砥部町梅野奨学資金給付条例の廃止について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第11議案第14号砥部町梅野奨学資金給付条例の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第14号につきましてご説明申し上げます。砥部町梅野奨学資金給付条例の廃止について。砥部町梅野奨学資金給付条例を廃止する条例を次のように定める。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。砥部町梅野奨学資金給付条例を廃止しますが、これに伴いまして附則としまして、施行期日、この条例は平成23年4月1日から施行する。経過措置としまして、この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の砥部町梅野奨学資金給付条例の奨学生として採用されたものにかかる奨学金の給付にかかる旧条例の規定は、なおその効力を有する。提案理由でございますが、砥部町梅野奨学資金給付事業につきましては、寄付金を原資に基金を設置し、実施してきましたが、財源不足や愛媛県など他の類似した事業もあり、平成23年度の新規給付者採用に伴い、本条例を廃止するため、提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） この議案第14号は、旧砥部町時代から継続されて、当初は非常に多くの方がご希望され、その功績と、この資金を得て勉学された生徒のみなさんはかなりいらっしゃると思います。条例で廃止するからはいさよならではなくて、この制度ができてから、何名の方が給付されたり、あるいはこれの恩恵を受けられた方がおいでるか、

やはりこういうあたたかい寄付からしたことですから、やはりこの場において、町民の前に何名の方をこうしましたとして、申し上げることがこの原資をした方への礼儀じゃないかと。一つその点よろしく願いいたします。

○議長（中島博志） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。この梅野奨学資金につきましては、昭和42年から始まりまして、先ほど申し上げました平成23年度、最終の貸し付け、給付という形で廃止するわけでございますが、高校生につきましては、延べ177名、大学生はお2人いらっしゃいますが、この方につきましては当時この条例で貸与という形で、大学生お2人につきましては貸し付けをいたしておりました。高校生につきましては給付でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今177名、いわゆる180人の子ども、砥部町の、いわゆる児童が、これに恩恵を受けたんでございます。町長、これ、廃止で終わるんでしょうか。何かこの敬意を表すようなことはお考えないでしょうかね。例えば商品を送ったりするんじゃないかと、大変お世話になりましたと、177名の児童、あるいは家庭を代表して、やはりそのお言葉を伝えるのも、あなたが心の通じ合う町づくり、やはりそこにも繋がってくるんじゃないでしょうかね。いかがでしょうか。

○議長（中島博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま三谷議員さんから大変いいご提案をいただきました。広報でこの終了のお知らせと、それからお礼を申しあげておきたいと思っております。以上です。

○議長（中島博志） 他にご質疑ありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第14号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。

ここでしばらく休憩します。なお再会は、午前10時40分の予定です。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

日程第12 議案第15号 平成22年度砥部町一般会計補正予算（第5号）

日程第13 議案第16号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第17号 平成22年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第 15 議案第 18 号 平成 22 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 16 議案第 19 号 平成 22 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)

日程第 17 議案第 20 号 平成 22 年度砥部町とべの館特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 18 議案第 21 号 平成 22 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 19 議案第 22 号 平成 22 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長 (中島博志) 日程第 12 議案第 15 号から日程第 19 議案第 22 号までの平成 22 年度補正予算 8 件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長 (松下行吉) 議案第 15 号一般会計補正予算第 5 号から議案第 25 号とべの館補正予算第 1 号までを私の方からご説明いたします。お手元の方の補正予算概要の方をご用意ください。1 ページをお願いいたします。今回の補正でございますが、22 年度 B 欄 3 月補正をご覧ください。一般会計で 2 億 7, 299 万 2 千円の増額補正でございます。累計 75 億 9, 941 万 9 千円となるものでございます。対前年度同期にしますと、4.4%ほどの増加でございます。あと特別会計の方で減額の 2, 307 万 4 千円、それから水道事業会計の方で収益的資本的合わせまして減額の 1, 506 万 8 千円。全体の補正額として、2 億 3, 485 万円となるものでございます。この補正によりまして、町全体の予算額としましては、138 億 402 万 9 千円。対前年同期と比べますと 1.5%ほどの減少というふうになっております。それでは、各補正の中身の方をご説明させていただきます。一般会計補正予算第 5 号の方をご用意ください。1 ページをお願いいたします。議案第 15 号平成 22 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号は次に定めるところによる。第 1 条として、歳入歳出それぞれ 2 億 7, 299 万 2 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 75 億 9, 941 万 9 千円とするものでございます。第 2 条として繰越明許費、地方債補正をお願いしておるところでございます。平成 23 年 3 月 4 日提出、砥部町長中村剛志。4 ページをご覧ください。まず繰越明許費の方でございますが、15 件の事業を 23 年へ繰越します。22 年度も国の方で補正があり、これに対応するため、町も 2 月に緊急対応として事業を組んでおります。そのため工期の確保が難しく、繰越明許をお願いするものが多くなっております。なお、このうち 8 款の土木費関係のものと、その 2 つ上の総務費の地上デジタル放送につきましては、当初予算に計上でございますが、用地等の関係もございまして、繰越をお願いするものでございます。5 ページをご覧ください。地方債補正の方でございますが、過疎債の限度額を 300 万円減らしまして、570 万円といたしました。峡の館 POS システム導入の入札減による措置でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、従来通りでございます。あと歳入歳出予算の方でございますが、ほとんどが

事業の方、見通しが立ったことなどによる減額、財源の組み換え等を行っております。その内容につきまして少しご説明を加えさせていただきます。もう一度お手元の補正予算概要をお願いいたします。申し訳ございませんが、補正予算概要の2ページをお開きください。ここにお示ししておりますが、一般会計の方で全般的事項としましては、財団法人市町村振興協会からの交付金の増額によります財源の組み換えが2ページの表の通りでございます。これについては自治宝くじ等の収益金が財源でございまして、当初1千万から予定しておりましたものから394万2千円の増額がございまして、それぞれの事業に振り分けてございます。3ページの方には環境対応普及自動車促進対策補助金、これの追加がございまして、それぞれ財源に入れておるところでございます。続きまして、その下の人件費関係でございしますが、職員手当等を18万2千円の減額としております。なお、時間外勤務手当につきましては、全体では6万円の減額となっておりますが、税務総務費と社会教育総務費については増額措置をしております。あと共済費、臨時職員の方の社会保険料、非常勤特別職の方の報酬の増減を行っております。それ以外につきましては、不用額9,066万5千円を減額しておるところでございます。減額組み換え等につきましては、4ページ以降にそれぞれ説明を加えておりますが、ここでは省略させていただいたと思います。7ページの方をご覧くださいなのですが、今回の補正の最も大きい項目でございます。13款諸支出金、基金への積み立てでございますが、3億4,586万円を増額しております。福祉基金の方を122万5千円増額いたしました。それから、さきほど議案を上程させていただきました、公共施設の更新準備基金につきまして、下の表にあるような補正を行っております。減債基金の方で4,264万9千円。土地開発基金で1億5,198万6千円。それから決算剰余分を1億5千万円入れまして、3億4,463万5千円を積み上げる予算を入れております。以上が一般会計の方の主な項目でございます。あと、繰越明許費の明細、地方債補正等についてはご覧になっておいて下さい。それから、この補正に伴います一般財源が8,400万5千円でございますが、そのほとんどは普通交付税を当てておるところでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計補正予算に移らせていただきます。国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第16号平成22年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。第1条として、事業勘定の方でございしますが、歳入歳出それぞれ87万9千円を追加して、歳入歳出それぞれ23億5,661万8千円とするものでございます。また、直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ1,458万8千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億14万円とするものでございます。23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。事業勘定の方でございしますが、2款保険給付費、療養諸費等が6,117万円の増でございます。それから高額療養費が3,258万円のマイナス、プラスマイナス2,859万円の増ということになりますが、この2つの項の財源として、国保特会の方の一般財源を9,857万円充当することとしております。この一般財源につきましては、前年度繰越金を充当するというような手当をしております。2ページの方をご覧くださいなのですが、歳入につきましては、前期高齢者交付金を中心

に、特定財源が減少し、先ほど申しましたように前年度繰越金を見込む形となっております。続きまして、直営診療施設勘定の方でございますが、5ページをお願いいたします。総額1,458万8千円の減額につきましては、主に2款医療費の減額によるものでございまして、患者さんの減少ということで、医薬品購入費などの減額をしております。歳入については4ページにございます通り、外来収入が減少、特に後期高齢者の方の療養収入の減少が大きくなっております。国民健康保険特別会計については以上でございます。

続いて老人保健特別会計第2号をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第17号平成22年度砥部町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出それぞれ22万7千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ221万円とするものでございます。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。3ページの方をご覧ください。老人保健医療制度については20年度から後期高齢者医療制度に移行したことに伴いまして、老人医療については20年3月末までの医療費の払い遅れのある方の処理をしておるものでございますが、22年度末にこの会計を廃止することに伴うものが主なものでございまして、決算剰余見込額を一般会計に繰り入れるための措置として、今回総務管理費に20万9千円を計上しておるところでございます。なお、23年度からは一般会計の老人保健総務費にこの清算用務も引き継ぎまして、行うこととなります。老人保健特別会計につきましては以上でございます。

続いて、後期高齢者特別会計に移らさせていただきます。補正予算第1号の、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第18号平成22年度砥部町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ438万2千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億8,877万円とするものでございます。23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。3ページの方をお願いいたします。総務費として広域連合への事務費負担金を224万円減額いたしました。それと、広域連合納付金を214万2千円減額しました。財源については2ページにある通りでございます。後期高齢者医療特別会計につきましては以上とさせていただきます。

続いて、介護保険事業特別会計に移らさせていただきます。介護保険事業特別会計補正予算（第4号）をご用意ください。よろしいでしょうか。1ページをお願いいたします。議案第19号平成22年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。第1条、保険事業勘定でございますが、歳入歳出それぞれ1,444万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ17億5,740万7千円とします。それから、介護サービス事業勘定でございますが、歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出それぞれ3,863万6千円とするものでございます。23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。まず3ページの方の歳出をお願いいたします。ご覧ください。保険事業勘定の歳出でございますが、1款総務費の方で介護認定審査会費を65万円増額いたします。2款保険給付費ですが、各事業の増減を行いました、トータルで1,150万円の減額でございます。4款の地域支援事業費の介護予防事業費、これを730万円減額しております。5款基金への積み立てでございますが、介護保険事業運営基金へ保険料の未充当分の積み立てを記

載しております。３６３万９千円の追加でございます。７款諸支出金につきましては、国県への返還金でございます。財源については２ページにお示ししている通りでございます。次に介護サービス事業勘定ですが、４、５ページをお願いいたします。この内容だけではわかりにくいと思いますが、内容につきましては広寿会に業務を委託して運営しております。広田地区のデイサービス事業について、国からの介護職員改善交付金分を委託費に追加する措置、これが９万円でございます。また、このデイサービス事業の財源について、当初ですね、一般会計繰入金を予定しておりましたが、事業の収入と繰越金で賄える見込みが立ったため、財源の組み換えを行っておるものでございます。介護保険事業特別会計については以上でございます。

私の方からは最後になりますが、とべの館特別会計の方に移らせていただきます。とべの館特別会計補正予算（第１号）をご用意ください。１ページをお願いいたします。議案第２０号平成２２年度砥部町のとべの館特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。第１条として、歳入歳出それぞれ９１４万７千円を追加し、歳入歳出それぞれ５，０３２万６千円とするものでございます。平成２３年３月４日提出、砥部町長中村剛志。３ページの方をお願いいたします。とべの館運営基金へ繰越金９１１万５千円と利息３万２千円、計９１４万７千円を積み立てるための増額補正でございます。歳入は２ページにある通りでございます。

以上の通りでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島博志） 東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 平成２３年度から公共下水道予算が公益企業会計方式に移行いたしますので、今回から公共下水道事業予算と水道事業予算につきましては、私の方から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、公共下水道特別会計補正予算の１ページをお願いいたします。議案第２１号平成２２年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算（第３号）は次に定めるところによるものでございます。繰越明許費でございます。第１条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第１表繰越明許費による。平成２３年３月４日提出、砥部町長中村剛志。歳入歳出の補正はございません。繰越明許費の設定でございます。２ページの方をご覧ください。７，３３６万３千円を平成２３年度の方へ繰越をいたすものでございます。浄化センターの建設委託料と管渠工事費でございます。なお、この繰り越し分につきましては本年４月１日以降、公共下水道事業会計で引き継ぎするものでございます。公共下水道特別会計は以上でございます。

次に、水道事業の補正でございます。水道事業会計補正予算書（第２号）の１ページをご覧ください。議案第２２号平成２２年度砥部町水道事業会計補正予算（第２号）、第１条といたしまして、２２年度砥部町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第２条、平成２２年度砥部町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入支出の予定額を次の通り補正するというものでございまして、収入の合計をご覧ください。６４６万６千円を増額補正いたしておるものでございまして、旧川井ポンプ場の土地売却益の見込み額でございまして、合計で３億３，５０４万１千円とするものでございます。次に支出でござ

いますが、第1款上水道事業費では増額となっております。第2款簡易水道事業費については減額となっております、合計で495万6千円を増額いたしまして、合計3億2,667万3千円とするものでございます。次のページをお願いいたします。第3条予算第4条本文括弧中不足する額1億9,405万9千円を不足する額1億7,078万7千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億8,905万9千円を過年度分損益勘定留保資金1億6,578万7千円に改めるため、資本的収入支出の予定額を次の通り補正するものでございます。資本的収入の合計をご覧ください。324万8千円を増額いたしておりますが、これは一般会計への負担金と旧川井ポンプ場の土地売却代金の見込み額でございます、合計4,599万円とするものでございます。資本的支出でございます。支出の合計をご覧ください。2,002万4千円の減額をいたしておりますが、これは入札減少金でございます、支出合計は1億7,538万6千円とするものでございます。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第15号から議案第22号までの平成22年度補正予算8件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第22号まで平成22年度補正予算8件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第20 議案第23号 平成23年度砥部町一般会計予算

日程第21 議案第24号 平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第22 議案第25号 平成23年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第23 議案第26号 平成23年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第24 議案第27号 平成23年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第25 議案第28号 平成23年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 26 議案第 29 号 平成 23 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 27 議案第 30 号 平成 23 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 28 議案第 31 号 平成 23 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 29 議案第 32 号 平成 23 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 30 議案第 33 号 平成 23 年度砥部町水道事業会計予算

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第 20 議案第 23 号から日程第 30 議案第 33 号までの平成 23 年度当初予算 11 件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 23 年度当初予算につきまして、議案第 23 号一般会計から第 31 号浄化槽特別会計までをまとめて私の方からご提案させていただきます。初めに手元の方に 2 枚の正誤表がいております。予算の説明事項の方に少し間違いがございました。申し訳ございませんでした。まず予算書の方でございますが、よろしいでしょうか。83 ページ。3 款民生費 1 項社会福祉費、2 目障害者福祉費の 13 節、委託料の中でございますが、ここにあるように障害者福祉計画及び障害者福祉計画作成委託料とありますのは、下の正に書いてありますように、障害者計画及び障害福祉計画作成委託料でございます。申し訳ございませんでした。あと当初予算概要の方にもございますが、お示ししておりますので見ていただいて、直していただきたらと思います。申し訳ございません。当初予算概要の方も申しましょうか。もう 1 枚の紙にございますが、お手元のオレンジの色がついている分でございますが、当初予算概要 3 ページ、上から 5 行目のところに真ん中どころから地方債依存度はというのがあると思います。地方債依存度は、2.1 ポイント増の 16.4%と記載しておりましたが、23 年度につきましては、地方債依存度は 2.5 ポイント改善して、13.9%という見込みとなるものでございます。申し訳ございませんでした。それでは、全体的なところにつきまして、オレンジの予算概要の方で 23 年度当初予算概要の方でご説明させていただきます。2 ページをお開きください。表 1 の全体のところでございますが、23 年度一般会計の当初予算は 86 億 9,415 万 7 千円。昨年と比べると 24 億 7,807 万 1 千円、率にしまして 39.9%大幅増となっておりまして、特別会計の方は総額で 47 億 6,538 万円でございます。これに企業会計、今年度から公共下水道が加わりまして、12 億 3,468 万円となるものでございます。23 年度の当町の当初予算規模でございますが、146 億 9,421 万 7 千円で、対前年度 22 億 8,631 万 7 千円、率にしますと 18.4%の増となります。一般会計の方で 20 億を超える大幅な増加、それから特別会計では国保特会の事業勘定と介護保険事業特会の保険事業勘定、これが 5 千万円を超える増加となっております。一般会計の大幅増が全体を引き上げて増加をするというような結果になっております。なお、23 年度からは老人



保健特別会計については22年度末で廃止ということで関係ございません。国地方とも多額の借金を抱えておりますが、町の方の23年度当初予算については課題となっております中学校の改築事業、これの本体に取り組むため、大幅増の予算となっております。それらの財源として町債18億5,700万円を発行する予定としております。そのため、一般会計の23年度の基礎的財政収支は一時的には赤字ということになります。しかし、これらのことは予定の範囲内のことでございまして、12月に当初目標として皆さんにお示ししておりました予算査定において、要求と一般財源の乖離幅を5千万円程度圧縮する。一般会計の建設事業費の町債を17億9千万程度とする、臨時財政対策債は1億円程度、それから財政調整基金の取り崩しを2億円、この予算では剰余金の編入分を含めておりますので、3億としておりますが、こういうふうな内容で予算をくみ上げております。当初の目標は達成できた予算というふうにご理解ください。それでは7ページの表4をご覧ください。町債の方について若干説明を加えさせていただきます。町債の町全体での発行でございしますが、22年度からの繰り越し分も含めまして、町全体で28億4千万円ほどの町債を発行する予定となります。うち中学校分が、これも22年度からの繰り越しが入りますが、21億1,700万ほどになります。23年度末の起債残額でございしますが、全体で124億程度。8ページの図2をご覧いただきたいんですが、これで見ますと一般会計の起債のピークは、平成15年度あたりで96億4,500万程度であろうと思います。これに対して23年度末でございしますが、一般会計では78億9,100万円で、一般会計の方につきましては、今までの起債抑制措置が効果を出して、それほど大きな残額の増にはなっておりません。ただ公共下水道につきましては、まだ元金償還が22年度まで始まっていないということ、23年度から始まりますが、これらのこともございまして、増えております。今後も公共下水道については起債発行していくわけですので、町全体で起債の管理、公債費の支払見込みをもっていくこと、こういうことが重要になってこようかと思っております。

それでは、各会計の説明に入らせていただきます。予算書の方に移らせていただきます。まず一般会計の当初予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第23号平成23年度砥部町の一般会計の予算は次に定めるところによる。第1条として歳入歳出予算ですが、86億9,415万7千円。第2条に債務負担行為、それから第3条に地方債を定めてございます。まず債務負担行為でございしますが、6ページをお願いいたします。公用車更新に伴うリース購入ということで、債務負担行為を設定いたします。29年度までで限度額232万7千円でございます。次に地方債ですが、7ページにあるように合併特例債、防災対策事業、過疎対策事業、臨時財政対策債ということで、区分したりしております。起債の方法、利率、償還の方法については従来通りでございします。充当する事業については当初予算概要の13ページの方にも記載しておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。1ページにお戻りください。第4条一時借入金でございしますが、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高限度額は、10億円と定めてございます。歳出予算の流用、第5条でございしますが、1号各項に計上した給料、職員手当、及び共済費（賃金にかかる共済費を除く）に係る予算額に過不足が

生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用はできることとしております。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。それでは歳入歳出の内容について少し説明に入らせていただきます。もう一度申し訳ないんですが、当初予算概要の方に移らせていただきます。こちらの方にまとめてみましたので、当初予算概要の10ページをお願いいたします。資料が移って申し訳ございません。歳入でございますが、町税など自主財源、これが約28億5,900万円ほどございます。財政調整基金の繰り入れを2億5,000万ほど増やして3億としておりますので、対前年度にしますと2億8,400万円ほど自主財源は増となっております。ただ、町債の大幅な増などがありまして、比率にしますと32.9%、昨年度より8.5ポイント下がるという結果にはなっております。町税につきましては、約5,700万の減で計上しております。表6の方をご覧くださいになっていたと思いますけれども、景気停滞の中で個人町民税が減少しておるところ、それからたばこ税につきましても、増税に伴う売り上げの減少を見込みまして、2千万円ほど減少で見込んでおります。交付税等と書かれておるところですが、これにつきましては7,790万円の増なんですけれども、普通交付税、これらを7千万円増の24億5千万円で、失礼しました、これは地方交付税です。地方交付税を7千万円増の24億5千万円で計上いたしまして、この項目全体の比較では2.9%の増ということを見込んでおります。国県支出金につきましては、子ども手当、中学校の改築にかかる国庫支出金を見込みまして、4億8千万円の大幅増で見込んでおります。その他のところでは先ほど来申しております財政調整基金、これを3億円取り崩す見込みで予算を組んでおりますので、その他の項目が増えております。なお、この3億のうち1億円は、先ほど申しました前年度決算剰余分の編入分を取り崩すという見込みにしております。次に一般会計の町債、これは先ほど来申しておりますとおり、目標としておりました18億7千万以内というようなところでしております。次に15、16ページをお願いいたします。15ページの表13でございますが、目的別の分析として、これは款別に前年度比較をしております。ご覧のようにほとんどの款で増加しております。その要因につきましては、16ページの方にかいつまんで説明を入れておりますが、総務費では坂村真民関係、それから住民基本台帳法の改正などがございまして、システム改造が大幅に増加しております。民生費の方では、先ほど来申しております子ども手当の関係、衛生費の方でございますと、予防接種の関係で子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の経費、これが4千万円ぐらい増えるわけなんですけど、こういうものがございます。農林水産業費では、県に実施していただきます基幹農道、松山南部二期農免の本体工事関係に2,400万ほどを計上することとなっております。商工費についてはほぼ前年並みでございます。土木費については公共事業会計への繰り出し、これが1,300万ほど増加してございます。消防費関係は広田出張所の消防ポンプ車の購入など、それから救急救命士の養成などございまして、7,500万ほどの負担金が増加しておるところでございます。17ページをお願いいたします。教育費の方ですが、これは申します通り中学校の改築分が本体分に入りますので大幅増でございます。公債費につきましては、徐々に下がっておりまして、この表にある通りでございます。それから、18ページの方に性質別の分析を出しております。

義務的経費、投資的経費、その他の経費、それぞれ述べておるわけですが、義務的経費の人件費につきましては、このところの人件費は議員さん方の非常勤特別職の方の報酬、これらが含まれております。この中には議員年金の廃止に伴う共済負担金の大幅増、4千万程度でございます。増にしては3,300万程度でございますが、これらがございまして、人件費が増えるような結果になっております。扶助費につきましては、ここに子ども手当の支給が入りまして、3歳未満児の2万円ということなど、増額がございまして、増ということになっております。投資については、先ほど来申しております通り、大きな事業がございしますので、増加でございます。経費のうち、補助費等と投資及び出資金のところが増えておりますが、これは公共下水道事業が企業会計に移りましたため、従来繰出金として処理しておりましたものが出資金であったり、補助金であったりというふうに区分をしております。その関係で増加しておるところでございます。また負担金については、伊予消防の関係で負担金などは伸びるわけでございます。伸びております。個々の事業の説明については、24ページ以降に入れておりますので、後ほどご覧になっていただけたらと思います。一般会計については以上のようなところでございます。

続きまして国民健康保険事業特別会計の方に移らせていただきます。お手元の方に国民健康保険事業特別会計当初予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第24号平成23年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出は、まず事業勘定24億1,110万8千円。直営診療施設勘定9,693万円と定めるものでございます。一時借入金につきましては第2条でございますけれども、事業勘定の方で、1億5千万円。直営施設診療勘定で2千万円と限度額を定めるものでございます。歳出予算の流用については、ここに示している通りでございます。23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。まず事業勘定でございますが、3ページをお願いいたします。ここに示しているような目的別の支出でございますけれども、前年より予算としては7,500万円ほどの増加となりまして、増加要因としては、2款の保険給付費で対前年度約5,900万の増、16億7,022万円を計上しております。また7款の共同事業拠出金が対前年度1,800万ほどの増加で2億8,798万9千円を計上しております。この2点が増加要因として挙げられます。保険給付費については、21年度当初で15億6千万円程度でございます。この3年間ほどで毎年5千万円を超える大幅増というふうに増えております。これはまあ予算ベースの話でございますが。この財源でございますが、2ページをご覧ください。前年度比較をしてないわけなんですけど、説明を加えさせていただきますと、保険税の方は増加はほとんど見込めません。前年並みでございます。3款の国県支出金であるとか、4款の療養給付費等交付金、5款の前期高齢者交付金、6款の県支出金、これらが少しずつ増えるというような見込みでございまして、医療費の増加分をカバーすることとしております。7款の共同事業交付金については、この事業については歳出分をすべてこの交付金でまかなうという予算編成上のルールでございすけれども、なっております、この増加分がそのまま交付金の増ということに、収入の増ということになっております。あと、9款繰入金でございますが、一般会計からの繰り入れと国保財政調整基金の取り崩しがございます。一般会計からの繰り入れは前年度とほぼ同程

度の1億2,379万円でございます。基金の繰り入れを1億円計上しております、国保の基金の方からの繰り入れを1億円で計上しております。国保財政調整基金は22年度の当初予算でも1億円取り崩す予定で計上しておりましたが、補正予算の方で申しましたように、21年度決算剰余金などで歳出増加分を賄える見込みが立ちまして、取り崩しまでは至っておりません。23年度に延ばしたような形になりまして、年度末残高につきましては、昨年同様、6千万円と見込まれます。次に、直営診療施設勘定でございますが、5ページをお開きください。当初予算が9,693万円、対前年にしますと1,800万円ほどの減少でございますが、利用者の減少ということを考慮しまして、23年度も予算規模が縮小しております。2款医療費3,228万5千円は前年より1,800万円の減少です。歳入については4ページをご覧くださいと思いますが、22年度の状況から比較しますと、1款診療収入を約2千万減少の4,814万6千円と見込みました。8款繰入金でございますが、4,851万3千円。このうち一般会計からの繰り入れは22年度より180万円ほど多い4,193万9千円を見込んでございます。国民健康保険事業特別会計につきましては、以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、当初予算書の方をご用意ください。1ページをご覧ください。議案第25号平成23年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ1億8,831万1千円と定めるものでございます。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。後期高齢者医療特別会計につきましては、対象者の保険料や町の一般会計が負担する事務費分などをこの特別会計に受け入れて、県広域連合に収めることが主な会計でございます。医療費の支払いについては広域連合が行うという形になります。3ページをお開きください。そういうことで、ほぼ制度の中での予算計上でございます。対前年度にしますと、480万円ほど減っておりますけれども、2款広域連合給付金が620万ほど減少しておるところでございます。それがそのまま歳出予算減につながっております。財源については2ページにあります通りでして、3款の繰入金、ここが一般会計からの繰入金というような形になります。財源については以上のようなところです。後期高齢者医療特別会計については、以上のようなところでございます。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、予算書の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第26号平成23年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条として、保険事業勘定の歳入歳出でございますが、17億9,621万9千円。介護サービス事業勘定が3,916万9千円と定めるものでございます。一時借入金につきましては、第2条に定めておりますが、限度額を保険事業勘定で1億円、介護サービス事業勘定で200万円と定めるものでございます。流用につきましては、第3条に定めてございます。23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。介護保険につきましては現在第4期事業計画、23年度はこの最終年度に入ります。23年度予算につきましては、第4期事業計画の標準給付を基本に作成しております。対前年で約6千万の増でございます。利用者の増加に伴う増加ということで、増加傾向にございます。3ページの方をご覧ください。1款総務費の方が、3,422万2千円で、対前年で780万ぐ

らの増になっております。この款の中に第4期、次の第5期介護保険事業計画策定料を計上してございます。2款保険給付費17億865万6千円の計上でございますが、対前年で5,300万円の増となっております。4款地域支援事業費は前年並み、4,946万4千円を計上しておるところでございます。7款の諸支出金256万6千円は過年度保険料還付金と、それと介護保険財政安定化基金償還金226万6千円を見込んでございます。この償還につきましては、今年度23年度で終了することとなります。この財源については2ページの通りでございまして、特に7款繰入金の2項、基金繰入金、これは介護保険事業運営基金の取り崩しを予定しております。次に、介護サービス事業勘定でございますが、56ページをお願いいたします。56、57ページでございます。ちょっと説明書の方に入らせていただきますけれども、この介護サービス事業勘定については通所介護事業と介護予防サービス事業の2つに分かれます。通所介護事業と言いますのは、高齢者生活福祉センターの、広田地区にございますが、高齢者生活福祉センターの1階で実施しておりますデイサービス事業でございまして、事業は広寿会に委託して実施しております。この予算では2款1項1目の居宅サービス事業費がこの予算にあたります。3,045万円でございます。このうち、その他財源の627万1千円でございますけれども、364万円が一般会計からの繰り入れ財源としております。2目にある介護予防サービス等事業勘定が、介護予防サービス事業の歳出でございまして、予算額870万9千円でございます。これはケアプラン介護予防サービス計画を策定するもので、町の地域包括支援センターで行っております。介護保険事業特別会計については以上でございます。

次にとべの館特別会計でございますが、とべの館特別会計予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第27号平成23年度砥部町のとべの館特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出それぞれ4,100万6千円と定めるものでございます。23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。3ページの方をお願いいたします。歳出の方の1款館運営費4,088万1千円。そのうち売店商品の仕入れが3,300万円でございますが、これが主なものでございます。2ページの方が財源でございまして、1款の売店収入4,078万円が中心でございまして、この収入で館運営をしております。とべの館特別会計については以上でございます。

次に、とべ温泉特別会計でございますが、当初予算書の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第28号平成23年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出それぞれ5,837万5千円と定めるものでございます。23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。ここも3ページをご覧ください。1款の温泉運営費5,835万6千円でございます。23年度は温泉の方の源泉井戸と言いますか、源泉井戸の洗浄を実施します。このため基金を財源に1,463万7千円を計上しております。そのため増加をいたしております。2ページの方に歳入を計上しておりますが、温泉入浴収入や売店の販売収入、これが1款事業収入でございまして、3,800万円を計上しております。とべ温泉特別会計については以上でございます。

次に梅野奨学資金特別会計でございますが、予算書の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第29号平成23年度砥部町の梅野奨学資金特別会計の予算は次

に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ255万4千円と定めるものとございます。23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。梅野奨学資金では、奨学基金を財源に1人あたり月1万6千円の奨学金と入学一時金6万円を給付しております。23年度は入学一時金4名分と奨学金12名分を予定しております。梅野奨学資金特別会計については以上のようなところでございます。

次に、農業集落排水特別会計でありますが、予算書の方をご用意ください。1ページをご覧ください。議案第30号平成23年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条でありますが、歳入歳出それぞれ2,177万3千円と定めるものとございます。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。農集排の特別会計では総津と玉谷地区の二か所の維持管理を行っております。それと町債の償還をいたしております。3ページの方をご覧ください。1款事業費は953万7千円でございます、玉谷地区と総津地区の施設の維持管理を行っております。2款公債費として、既発債の償還をいたしております。1,223万6千円でございます。財源については2ページにありますように、1款1項使用料が863万5千円でございます。一般会計からの繰り入れは3款にありますが、1,311万6千円といたしております。農業集落排水特別会計については以上でございます。

私の方からは最後になりますが、浄化槽特別会計の当初予算書をご覧ください。1ページをお願いいたします。議案第31号平成23年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ1億993万5千円と定めるものとございます。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。この会計につきましては、町内の各家庭の浄化槽、約3,700基ほどございます。事業所等が300基、それと上の団地や大畑団地などの集中浄化槽6か所を管理しているものとございまして、財源は保守点検料で賄われております。歳入歳出の内容につきましては、2ページ3ページに入れておりますが、今回歳出の基金の方1千万円ほど減らしてございまして、その分で事業費としては減っております。浄化槽と特別会計については以上のようなところでございます。23年度当初予算につきまして、私の方からは以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島博志） ここで昼食のため休憩をします。再会は午後1時10分の予定です。

午前11時44分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（中島博志） それでは休憩を解き、会議を再開します。議案32、33号企業会計の提案理由の説明を求めます。東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） それでは、私の方から公共下水道事業会計予算と水道事業会計予算をご説明申し上げます。まず公共下水道事業会計の方から説明させていただきます。この企業会計方式に即した予算編成を行っております。予算書の1ページをお願いいたします。議案第32号平成23年度砥部町公共下水道事業会計予算、第1条といたしま

して、平成23年度砥部町公共下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。第2条で、業務の予定量でございまして、排水戸数120戸、年間汚水処理量6万2千トン。1日平均の汚水量170トン。主要な建設改良事業は管渠工事が4億7,644万6千円。処理場の工事費が1億6,600万円といたしております。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。収入といたしまして、営業収益、これは下水道使用料、他会計負担金でございまして、1,178万5千円。営業収益でございしますが、これは事業運営と支払利子に対する一般会計の補助金、それと消費税の還付金でございまして、9,043万2千円。収入合計といたしまして、1億221万7千円となっております。次に支出の方でございしますが、営業費用といたしまして、これは事務的経費、浄化センターの維持管理費、減価償却費等でございまして、8,340万2千円。それと営業外費用、起債償還金利子等でございまして、1,831万5千円、予備費が50万円でございまして、支出合計は1億221万7千円となっております。次のページをお願いいたします。第4条といたしまして、資本的収入と支出でございしますが、資本的収入および支出の予定額は、次のとおり定める。収入でございしますが、資本的収入といたしまして、企業債が3億1,700万円。負担金が2,605万3千円。国の補助金が2億8,570万円。一般会計からの出資金が4,654万3千円となっております。収入合計6億7,529万6千円でございします。支出でございしますが、下水道資本的支出といたしまして、建設改良費、これは人件費、設計委託料、工事請負費等でございまして、6億7,287万8千円。それと企業債償還金が241万8千円となっております。支出合計は6億7,529万6千円でございします。第4条の2でございしますが、特例的収入および支出でございします。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定によりまして、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未払い金の金額が4億600万円でございます。これは平成22年度公共下水道特別会計予算の打ち切り決算に伴う平成22年度分の支払いに要する未払い金でございします。第5条債務負担行為でございしますが、砥部浄化センター運転管理委託料に対する債務負担で、期間は平成24年度から25年度、限度額7,849万2千円と定めるものでございします。第6条、企業債でございしますが、限度額は3億1,700万円。起債の方法、利率償還の方法は一般会計と同様でございします。第7条、一時借入金の限度額は8億円と定めております。第8条は予定支出と各項の経費の金額の流用について定めておるものでございします。第9条では、議会の議決を経なければ流用できない経費、これは職員給与費で、4,332万1千円を計上しいたしております。最後に、第10条で、他会計からの補助金で起債元利償還金等にかかる経費に対し、一般会計からこの補助を受ける金額は7,336万1千円。出資を受ける金額は4,654万3千円でございします。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。以上でございします。

ございます。次に支出の部でございますが、第1款上水道事業費が2億9,490万8千円。2ページをお願いいたします。第2款簡易水道事業費が1,780万7千円。支出合計といたしまして、3億1,271万5千円でございます。第4条では、資本的収入および支出でございます。資本的収入および支出の予定額は次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,315万7千円は、減債積立金800万円、過年度分損益勘定留保資金1億3,515万7千円で補填するものとする。収入でございますが、第1款上水道資本的収入が129万4千円。第2款簡易水道資本的収入が1千円。収入合計129万5千円でございます。次に、支出の方は、第1款上水道資本的支出が1億4,076万5千円。第2款簡易水道資本的支出が368万7千円で支出合計は1億4,445万2千円となっております。第5条におきまして、一時借入金の限度額が2億円と定めております。第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めてございます。第7条では、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費で5,033万6千円を計上いたしております。第8条たな卸資産購入限度額は2千万円と定めるものでございます。平成23年3月4日提出、砥部町長中村剛志。以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明がおわりましたので質疑を行います。質疑はありますか。8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） ちょっと2点ほどお尋ねしたいんですが、まずは午前中の23年度の予算で子宮頸がんの予算等が計上されておりました。今朝の新聞はもう皆さん、愛媛新聞はご存じやろと思いますが、ワクチンの製造元がですね、製造が間に合わない、ということで、愛媛県内の医療機関にですね、供給の停止が、停止だということを大きく報道されておりました。その原因はこの2月3月が公費で助成するということで、非常に県内の市町の対象者の申し込みが多いと、いうことが出ておりました。この実施時期は3月1日から来年の3月の31日までで、砥部町もこれ全額負担ということで、町内にも6つの病院、町外の1つの診療所、そこで実施されますよということも町報に載っておりました。今月の町報に乗っておりましたが、町内には今現在ですね、まだ日も浅いんですけど、もし希望者が何人ぐらい出とるのか、また今言いましたように町内の医療機関に、ワクチンがあるのか、それとも入ってないのか、それとまた町民に、広報に出しております以上、なければ今後どういうふうに説明をしていくのか、また、現在高校1年生はこの3月中に接種しないと、あとは公費が補助されないというようなことも言われておるんですが、そういう該当する子どもが町内にどのぐらいおいでなのか、担当課長にお伺いしたいと思います。それと、もう1点、ちょうど今年の予算の85ページにシルバー人材センターの運営事業費が70万というふうに掲載されております。私は常に今まで、決算でももうかなりの水揚げがあるんですから、削除したらどうですかということも、私も言ってきました。ご存じのように、弱者、障害者等も千円2千円でも補助金を今まで削ってきております。なぜここに今年10万円をアップしたのか、担当課長に説明をお願いしたいと思います。以上2点、よろしく。

○議長（中島博志） 大野保険健康課長。



○保険健康課長（大野哲郎） ただいまの栗林議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。ご指摘のように今朝ほどの新聞に掲載されておりました。この件につきましては私ども担当課としてもこの制度が導入される以前より非常に危惧をしておる課題ではございました。現状を申しますと、子宮頸がんについては他の２つのワクチンも同種なんです、すべて輸入物で対応するというふうなことでございまして、一時的に希望が集中すると足りない時期が生じるのではないかというふうな危惧は関係者の中で議論されておりました。ただ国の方は大丈夫だというふうなことで、私どもの町においても、補助制度をスタートさせたわけでございます。現状として町内の医療機関でどの程度しておるかというふうなことについては、まだ現時点では情報をつかんでおりません。早急に調査をしまして、現状把握をしたいと思っております。委員会の時までには委員会でご説明できるようにしたいと思っております。それから、高校１年生の問題でございしますが、確かにご指摘のように２２年度事業でございしますので、２２年度中に１回でも接種をした場合、もしくは接種をしようとしたが、例えば熱があるとか、体調の加減で接種を受けられなかったというような方には、救済措置がございします。ただ今回のようなケースについてはまだ国の方から指針が出ておりません。私どもとしても都道府県、県を通じて今回のようなケースで受けたいのにワクチンがなくて受けられない、こういう方についてはぜひ救済措置をお願いしたいということで、早急をお願いをするという予定でございします。対象人数につきましては、ちょっとお待ちください。対象人数につきましては、２２年度、今年度１年生が７７名町内にございします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 辻介護福祉課長

○介護福祉課長（辻充則） 栗林議員さんの質問にお答えしたいと思います。質問の内容がシルバーセンターへの１０万円の補助金の増額の理由ということでございましたけれども、介護福祉課におきまして、２２年度まで６０万予算計上いたしておりました。総務課におきまして、母子健康センター跡地の管理費として１８万計上いたしておりました。総務課とシルバーセンターの方で協議の結果、管理費については減額しようといったことで、１０万円を支出するようになっておりました。その総務課の方から、１０万円支出、うちの方で６０万支出、いうふうなことではなくて、私どもの方からまとめて７０万円を給付してはどうかといったことで、今回２３年度におきましては７０万円を計上させていただいた次第でございします。以上答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） ８番栗林政伸君。

○８番（栗林政伸） あのですね、子宮頸がんの、一番大事なのは、心配するのは、課長言っていましたように、３月いっぱいには駆け込みで受けようとしてる子どもさんがもしおいでる場合があるんですよね、そういう人のためにですね、なんかこの、広報かなんかで、できる方法があれば、こういうさっき言われとりましたように、救済措置がありますよと、いうことをわかるような形でしてあげて下さい。これはおそらく、今月いっぱい受けたらええと思う人がおると思いますよ。お願いしておきます。それから、今辻課長から１０万円は管理費の１８万の中のあれを減額して１０万円足したという説明が、これですね、あそこは課長、使用料は頂いておるんですか。それを１点聞きたい。それで以前は母子健

康センターの時には家賃も払わず水道代も電気代も払ってなかったですね。私ちょっとそういうふうに記憶しておるんですけど、現在は全部水道や電気代も向こうが払っているのか、いわゆる家賃を、家賃言うか、土地代ですね、土地代は別にいただいとんか。それをちょっと教えていただきたいと思います。あの、違うところではですね、違う場所では砥部町の土地を借用してですね、土地代を払っておるところもあるんですよ。特にシルバー人材センターについては1億5千万からあまって仕事してるんでしょ。そこに増額してるよりかはですね、僕は全部前から言うように切っていいと思うんですよ。切って、他にですね、救済弱者とか、障害者とかそういうところに救済した方が私は金が生きると思うんですよ。そういうのちょっとお考えをお聞かせいただいたらと思います。

○議長（中島博志） 原田総務課長

○総務課長（原田公夫） 栗林議員さんのご質問にお答えします。あの土地は普通財産になっておりますので、現在は総務課の管理になっております。使用料等は頂いておりません。電気とか水道とかああいった費用については、シルバーの方で支払っていただいております。先ほど言いました補助金等云々のお話ですが、シルバー人材センターからのお話では、やはり他市町では1ケタ違う金額の補助金をいただいて運営しておるとか、そういったお話しがございます。実態がはっきりしませんが、それが法人格的になるのか、今のまま感覚なのかその辺りがわかりませんが、今後団体としてどういう方向性を望んでおるのか、その辺りを見極めたうえでの対応になろうかと思っております。

○議長（中島博志） 他にございませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 2、3点、極めて幼稚な問い合わせでございまして、どうかお聞きする皆さんの方が十分理解をしていただきたいと思います。まず第1点が、2項、第1項の7目の住民基本台帳についてお尋ねをいたしますが、これ、現在今年の予算は松山市と東温市は1回行ったんでカードが頂けるんですね。砥部町は2へん来んといかんです。この機械を今年サービスすることによって、2へん来るのが1回でいいのか、というのがまず第1点。そして今年かなり商工会の辺りで税の関係でかなりこれを出していただいて、かなりの方がこの住基カードをお持ちになってくると思います。現在大体どのぐらいの数の方がお持ちになっておるのかと、ということと、その利便性がもし、今年の予算で解決するならば、それで答弁いりませんが、できないのならばなぜできないのかということ。第2点、2款2項の2目、軽自動車の税込、いわゆる92.86%。これ町税でございしますが、極めて低い。それを今年はチェーンロック、タイヤロックで車を止めていただくようにすると、まあ32万予算組んでおいでますが、こういうあれをせんでも、してもらえないのかということがまず第1点。それと次に環境でございしますが、熱い地球を冷やそうキャンペーン、これは21年度から23年度にかけてやるわけですが、夏と冬の光熱費の差、前年度と、これが電気、水道、ガスとこうなっておりますが、この3つをセットにして去年との差にするのか、あるいは電気は電気、ガスはガス、水道は水道、別々で去年との差を出すのか、そしてもしその21年度のやったら集計できとるでしょ。何名ぐらいの方がそれに参加されて、成果を上げておいでるかということをお尋ねをしたいと思います。そして抽選で記念品を、15万円でございしますが、記念品もさることながら、

そうして省エネに協力していただく方に感謝するということはね、今後進めていかなきゃならないことだと思います。それともういっちょ、教育費でございますが。今年の施政演説町長さんやられました。本当に感銘をいたしました。ところが去年と今年の教育の施政演説の違いは、基礎学力に学校教育についてちゅうのは今年です。去年は学校教育におかれては、そうして他人を思いやり敬愛するというのは今年です。去年はなんで、尊敬するといつとる。この中に、学力は向上しようということは入っております。しかし、体力の向上ということが1個もない。健康な体は健康な精神が宿るということは言われております。また道のないところには車は通らないんです。じゃあ、学校教育の中でこれにどこへ体力、学をつける項目があるんでしょうか。これをまずお尋ねしていくための質問をいたします。

○議長（中島博志） 日浦戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（日浦昭二） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。まず1点目の住民基本台帳カードの件でございますが、予算はですね、73ページ、戸籍住民基本台帳費の13節委託料、その①委託料の下でございますが、住基ICカード作成委託量18万4千円を組まさせていただいております。この18万4千円は一応120枚×1,460円の消費税ということで、年間120人ぐらいの枚数を見込んで予算化したものでございます。なお、この住民基本台帳カードでございますが、平成15年8月から住民基本台帳カードを国の方針でやるようになりました。まず設置に当たりまして、この設置をする場合に、カード専用プリンターという機会を買わなければ自費で、というか町内だけで発行する場合は250万ぐらいかけて機械を買わなければなりません。それと、機械を買った場合に、毎年維持費が約20万円、ランニングコストと保守料等がかかるということで、その設置に当たりまして、当然当時の住民サービス課で検討した結果、砥部町は砥部町を含め、8市町あるんですが、財団法人地方自治情報センター、東京にあるんですが、そこと委託契約を結んで1件当たり約1,500円の費用で委託をしたわけでございます。なお愛媛県内の他の状況でございますが、市では八幡浜市、以外の10市と、町では上島町と松前町が自治体単独でこの機械を購入して発行しております。ですから、単独で自治体で購入した場合は、申請して1日で発行ができます。砥部町他の8町でございますが、財団法人地方自治センターと委託をしておりますので、申請と受け取る場合に2回来ていただかなければなりませんし、ここから申請があつて東京の方に送って、帰ってきて発行ということですから、1週間から遅かったら10日ぐらいかかるというのが状況でございます。それと、現在までの発行枚数でございますが、平成15年度17人、16年度21、17年度25、18年度47人、19年度72人、20年度134人、21年度91人、22年度は1月末でございますが、44人でございます。トータル451人でございますが、2月は申告があるということで現在商工会の方が1人辺り1,000円何か補助しているというようなお話も聞きましたので、2月についてはけっこう申請が多いということですが、2月の分の数までは私のところには届いておりません。1点目につきましては以上でございます。2点目のタイヤロックの関係でございますが、この関係の予算がですね、それが一応ページ数でいきますと、71ページの一番下のところでございますが、手数料、これは差し押さえした財産のインターネットオークションのシステム使用料でございます

が、46万5千円のうちの3万1,500円。それと73ページの18節の備品購入費で25万8千円、これはタイヤロック4台、ハンドルロック2台、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、滞納者対応用の録音機、これはどうしてもタイヤを、車を差し押さえたりする場合に傷があるとか、傷をつけられたとかそういう、必ずそういう問題が発生するそうでございますので、カメラで撮ってビデオで傷をつけずにタイヤロック、ハンドルロックをしたというようなことを記録するためにどうしても必要だということで、予算を組まさせていただきました。それで、タイヤロックなんですが、タイヤロック、ハンドルロックなどは軽自動車税だけのための購入ではございません。12月の広報で税金を滞納するとということで、期限を過ぎても納付がない場合は、滞納処分として、預貯金給与年金保険売掛金などの債権や不動産、自動車などの差し押さえを行います。差し押さえ財産の調査のため、県や機構と合同で滞納者の住所や事業所の搜索や、自動車差し押さえのためのタイヤロックをすることもありますということで、広報させていただいております、ですから、国民健康保険税のためにも、タイヤロックをする場合がありますし、固定資産税やそのほかの税の場合にもタイヤロックをする場合がございます。なおこのタイヤロックですが、前後輪、片側ずつ対角に2本かけます。ですからもう絶対車が動かないということです。それと、ハンドルロックにつきましては、タイヤロックを4本しか買いませんので、2台差し押さえたらもうそれ以上差し押さえられないということです、ハンドルロックは予備用としてあと2つ買いまして、ハンドルロックにつきましても、2台を差し押さえる、合計4台までは差し押さえができるような予算を組まさせていただいております。軽自動車税が21年度92.86%ということで、徴収率が低いというご指摘をいただきました。ただ、現年分につきましては97%を超えておりますし、過年度分がやっぱり低いということで、これを調べましたら、軽自動車税の滞納分が409万1,500円、22年現在であります。それを何件あるかということで調べますと、1,084件ございます。ですから、同じ方が何年度分も収めてないというようなのがありますから、何人というのはちょっとわかりませんが、件数にすると1,084件あるということで、どうしても軽自動車税と個人町民税につきましては低いということで、なぜ低いのかということの原因は、ちょっとわかりませんが、どうしても低いような状況になっております。ただ、税というのは収めた人が馬鹿を見るんではいけません、正直者がばかを見るんではいけませんので、どうしても払えない方につきましては、納付相談などをしていただきますし、払う資力があって払えない方、逃げ得は許さないということで、こういう予算をしたものでございますので、よろしくお願いします。以上で三谷議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。熱い地球を冷やそうキャンペーンでございますが、21年度から実施をいたしております。これにつきましては、年2回、夏と冬に電気、ガス、水道、いずれでもかまいませんが、対前年の同月より使用料が少なくて来た家庭に対しまして、応募をしていただいております。で、2009年、平成21年度の夏で、104件、電気ガス水道合わせまして、10

4件の応募がございます。そして21年度の冬でございますが、電気水道ガス合わせまして118件、そして平成22年度の夏におきましては、ちょうど猛暑、去年の夏ございましたので、76件ということで、現在298件の応募となっております状況でございます。以上でございます。

○議長（中島博志） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。町長の施政方針の中で触れていただきました。学校教育関係で、他人を思いやり、去年は尊敬する、今年は敬愛するというふうに書いとるがということで、内容的にそんなに大きく変わるものではございませんけれども、ただ、尊敬、敬う、奉る、ということだけでなく、敬愛という、愛という言葉、文字を加えることによって、尊敬とあわせて親しみの気持ちを持たせるといふような意味合いがそこにもてるんじゃないかなということで、敬愛という言葉を使わせていただきました。そして、大事なことは先ほど三谷議員さんおっしゃられました、子どもの体力向上の関係のことでございますけれども、これにつきましては、学力向上とあわせて一番大切な発達段階の子どものために大事なことでございまして、施政方針の中では触れておる言葉ができておりませんでしたけれども、毎年教育委員会の方でその年の教育方針の策定をいたしております。その中の学校教育の目標の中には、例年たくましく生きるための健康や体力などの知、力、体の調和の取れた子どもの育成に努めますという言葉は、例年入れさせていただいて、位置づけをそれなりにしてきております。そして特に最近よく言われております、早寝早起き朝ごはん運動といったことなども、学校を上げて取り組むというふうなことで、努めておるところでございます。町長の施政方針の中にその表現がなかったということについては、お詫びを申し上げたいと思いますし、次年度以降は学力向上と合わせて、体力のことにも触れた内容でお示しをさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中島博志） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 担当課の説明で大体理解はできました。税ということは徴収する相手があることが大変だと思います。しかし努力を続けていただきたい。そして先ほど東岡課長が言われましたように、熱い地球はもっと啓蒙してね、やるいうことを要望しておきます。それと住基の、例の、紙台帳でも1回で済むんですから、二度来いでもええように、この数字は決して満足する数字じゃないでしょ。よその町村はもっと高いんですから、どうかそこらも補正の中で検討するなり、二度行かいでもええよというような姿勢をとっていただきたい。それがサービスですよ。教育長、先ほど言いました中で体力と申し上げました。余談になります。実は昨年12月の8日、愛媛県の小学校6年生の記録会がありました。私事になりますけど、私の孫も松山市で出ました。決してユニフォームが走りやるんではないけれど、やはりその子にとっては一生に1回しかない機会ですから、宮内小学校砥部小学校麻生小学校、1着をとっても大した金額じゃ、言葉は悪いんですが、じゃないんだから、やっぱり入って、用意ドンというまでに入っていくあいだにね、ユニフォームがなしに、入っていくあれを見た時にね、これは大変なことやと。よその学校見てごらんない。今年もそのごろにやりますから。ユニフォームが走るんじゃないんです。

体力向上の一つとして、来年は５年生が、僕は記録会に出たいんだ、僕はあれに出たいんだというそういう、あのユニフォームを着たいという、燃える気持ちを育ててやってください。お願いをしておきます。どうぞ来年は何も金で刺繍したというのを着んでもいいんですよ。私はそういうふうに希望を与えてやってくれることが、その子にいいじゃないかと思うんです。生涯の思い出にもなる。要望して終わります。どうも長いこと申し上げまして失礼をいたしました。

○議長（中島博志） 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。おはかりします。議案第２３号から議案第３３号までの平成２３年度当初予算１１件については、所管の常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第２３号から議案第３３号までの平成２３年度当初予算１１件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、３月１１日の本会議でお願いいたします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後１時５１分 散会

# 平成 23 年第 1 回定例会（第 3 日） 会議録

|                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |              |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 招集年月日                                                        | 平成 23 年 3 月 11 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |              |
| 招 集 場 所                                                      | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |              |
| 開 会                                                          | 平成 23 年 3 月 11 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |              |
| 出席議員                                                         | <div> <div>1 番 佐々木隆雄</div> <div>2 番 森永茂男</div> <div>3 番 松崎浩司</div> <div>4 番 大平弘子</div> <div>5 番 西岡利昌</div> <div>6 番 山口元之</div> <div>7 番 政岡洋三郎</div> <div>8 番 栗林政伸</div> <div>9 番 西村良彰</div> <div>10 番 土居英昭</div> <div>11 番 宮内光久</div> <div>12 番 井上洋一</div> <div>13 番 中村茂</div> <div>14 番 中島博志</div> <div>15 番 平岡文男</div> <div>16 番 三谷喜好</div> </div>                                                                                                                       |              |
| 欠席議員                                                         | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |
| 地方自治法<br>第 122 条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏 名 | <div> <div>町 長</div> <div>教 育 長</div> <div>企画財政課長</div> <div>会計管理者</div> <div>介護福祉課長</div> <div>産業建設課長</div> <div>広田支所長</div> <div>中村 剛志</div> <div>佐野 弘明</div> <div>松下 行吉</div> <div>武智 充吉</div> <div>辻 充則</div> <div>萬代 喜正</div> <div>丸本 正和</div> <div>副町長</div> <div>佐川 秀紀</div> <div>総務課長</div> <div>原田 公夫</div> <div>戸籍税務課長</div> <div>日浦 昭二</div> <div>教育委員会事務局長</div> <div>藤田 正純</div> <div>保険健康課長</div> <div>大野 哲郎</div> <div>生活環境課長</div> <div>東岡 秀樹</div> </div> |              |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 議会事務局長 正岡 修平 |
| 傍聴者                                                          | 4 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |

平成 2 3 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 4 号 松山地区広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程第 2 議案第 5 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6 号 砥部町公共施設更新準備基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 8 号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 9 号 砥部町財政調整基金条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 0 号 砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 1 号 砥部町土木建設事業等負担金条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 2 号 砥部町減債基金条例の廃止について
- 日程第 1 0 議案第 1 3 号 砥部町土地開発基金条例の廃止について
- 日程第 1 1 議案第 1 4 号 砥部町梅野奨学資金給付条例の廃止について
- 日程第 1 2 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 4 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）



- 日程第 15 議案第 18 号 平成 22 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 16 議案第 19 号 平成 22 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 17 議案第 20 号 平成 22 年度砥部町とべの館特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 22 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 19 議案第 22 号 平成 22 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 20 議案第 23 号 平成 23 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 21 議案第 24 号 平成 23 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 25 号 平成 23 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第 26 号 平成 23 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 27 号 平成 23 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 25 議案第 28 号 平成 23 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 26 議案第 29 号 平成 23 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算
- 日程第 27 議案第 30 号 平成 23 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 28 議案第 31 号 平成 23 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 29 議案第 32 号 平成 23 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 30 議案第 33 号 平成 23 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 31 平成 21 年請願第 4 号 労働者派遣法の早期抜本改正のため、  
意見書の提出を求める請願について

・閉 会

平成23年第1回砥部町議会定例会

平成23年3月11日（金）

午前9時30分開会

○議長（中島博志） 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 議案第4号 松山地区広域市町村圏協議会の廃止について  
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第1議案第4号 松山地区広域市町村圏協議会の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第4号松山地区広域市町村圏協議会の廃止については、松山地区広域市町村圏協議会の設置根拠となる、広域行政圏計画策定要綱の廃止に伴い、平成13年度から22年度までの第4次松山地区広域市町村圏計画の終了をもって廃止するものです。社会経済情勢の変化や、市町村合併の推進などに伴い、従来の広域行政圏施策は当初の役割を終え、松山地区広域市町村圏協議会においても、これまでの活動実績により一定の目標は達成したと判断されます。協議会廃止に伴う財産処分については、各市町の負担割合で残額を按分し、構成市町に還付される予定で、本町には44万5千円程度が還付される見込みです。また、協議会廃止後の各市町の広域連携については、企画担当課長レベルでの「松山地区広域連絡調整会」を組織し、広域行政課題に共同で取り組むことになっています。協議会の廃止は適当と認められ、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第4号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第4号松山地区広域市町村圏協議会の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第2 議案第5号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の制定について

### (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第2議案第5号砥部町執行機関の附属機関設置条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第5号砥部町執行機関の附属機関設置条例の制定については、条例設置されるべき附属機関を明確に規定するため制定するものです。条例の趣旨、附属機関の設置、委員の任命、委任に関する条文が定められ、別表において、砥部町男女共同参画推進審議会他3つの附属機関名、及びその担任する事項、構成員数の定限が規定されています。また、附則において、平成23年4月1日から施行する旨が定められています。よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。  
議案第5号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第5号砥部町執行機関の附属機関設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第6号 砥部町公共施設更新準備基金条例の制定について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第3議案第6号砥部町公共施設更新準備基金条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号砥部町公共施設更新準備基金条例の制定については、老朽化施設の更新費用に充当する財源を確保し、地方債の発行を抑制することを目的に、既存の基金を集約した、新たな基金を設置するため制定するもので、既存の、減債基金、土地開発基金、町営住宅建設積立基金を廃止し、統合するものです。基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分などに関する条文が定められ、附則において、この条例は公布の日から施行する旨、砥部町町営住宅建設積立基金条例を廃止する旨、及び、経過措置に

関する事項が規定されています。よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第6号砥部町公共施設更新準備基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第7号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第4議案第7号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第7号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、附属機関設置条例の制定に伴い、「その他の附属機関委員」の報酬を加え、併せて既存委員の名称変更を行なうもので、第2条関係別表中、「砥部町障害児就学指導委員」を「砥部町就学指導委員」に改め、「下水道事業審議会委員」の次に「その他の附属機関委員」の項を設け、報酬日額7,000円と定める改正がなされています。よって、議案第7号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第7号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第8号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第5議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、要件を満たす非常勤職員について、育児休業等を取得できるようにするもので、その対象者の概要は、町に引き続き在職した期間が1年以上であり、子どもの1歳到達日を超えて、引き続き在職することが見込まれる非常勤職員であります。第2条「育児休業をすることが出来ない職員」に関する条文を改正し、第2条の2を第2条の3とし、新たに第2条の2として「育児休業法第2条第1項の条例で定める日」に関する条文を設け、その他、第3条、第11条、第17条、第18条中の、必要個所の条文整備がなされています。よって、議案第8号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 現在この育児休業法に関して、休まれている職員の方向名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（中島博志） 7番政岡洋三郎君。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） 井上議員のご質問にお答えいたします。4名でございます。

○議長（中島博志） 他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中島博志） なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第9号 砥部町財政調整基金条例の一部改正について  
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第6議案第9号砥部町財政調整基金条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第9号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第9号砥部町財政調整基金条例の一部改正については、決算剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで財政調整基金に編入できるようにするため、積み立てる額を新たに規定するもので、第2条において適正な改正がなされています。よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。  
議案第9号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第9号砥部町財政調整基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第10号 砥部町奨学資金貸与条例の一部改正について
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第7議案第10号砥部町奨学資金貸与条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第10号砥部町奨学資金貸与条例の一部改正については、砥部町奨学資金貸与資格者の変更を行うもので、その主旨は、これまでは保護者が広田地域在住者に限り、高校生から大学生までを対象に、貸与事業を実施してきましたが、大学生に

については、他の類似した制度もあるため、高校生又は高等専門学校第3学年までを対象とし、また、砥部町全域を対象として実施するように改めるものです。第2条、第3条、第5条、第6条、及び第9条において、必要な改正がなされており、よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。
議案第10号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第10号砥部町奨学資金貸与条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第11号 砥部町土木建設事業等負担金条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第8議案第11号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第11号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第11号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部改正については、受益者負担を軽減し、下水排水路の整備を促進するため改正するもので、第2条表中の、事業種別「下水道の新設改良事業」を「下水排水路の整備事業」に改め、賦課基準50%を35%に引き下げる改正がなされています。よって、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。  
議案第11号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり



決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第１１号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第９ 議案第１２号 砥部町減債基金条例の廃止について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第９議案第１２号砥部町減債基金条例の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る３月４日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第１２号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第１２号砥部町減債基金条例の廃止については、減債基金は近年運用が無く、今後は償還財源の確保より起債発行の抑制に重点を置くことから、これを廃止し、新たに設置する「公共施設更新準備基金」の原資とするものです。よって、議案第１２号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○議長（中島博志） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第１２号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第１２号砥部町減債基金条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第１０ 議案第１３号 砥部町土地開発基金条例の廃止について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第１０議案第１３号砥部町土地開発基金条例の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る３月４日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第１３号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第１３号砥部町土地開発基金条例の廃止については、公共用地の先行取得のため、「土地開発基金」を設置していますが、今後先行取得すべき用地はなく、

また、地価が下落傾向にある現状では、その必要性も無くなっているため、これを廃止し、新たに設置する「公共施設更新準備基金」の原資とするものです。よって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第13号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第13号砥部町土地開発基金条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第14号 砥部町梅野奨学資金給付条例の廃止について
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第11議案第14号砥部町梅野奨学資金給付条例の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第14号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第14号砥部町梅野奨学資金給付条例の廃止については、寄付金を原資に基金を設置し、梅野奨学資金給付事業を行なってきたが、県等に類似の事業があることや、基金の残高減少により、平成23年度の新規給付者採用後、事業を廃止するものです。よって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第14号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第14号砥部町梅野奨学資金給

付条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 12 議案第 15 号 平成 22 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 13 議案第 16 号 平成 22 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 4 号）

日程第 14 議案第 17 号 平成 22 年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 18 号 平成 22 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 号）

日程第 16 議案第 19 号 平成 22 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
（第 4 号）

日程第 17 議案第 20 号 平成 22 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 議案第 21 号 平成 22 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 19 議案第 22 号 平成 22 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第 12 議案第 15 号から日程第 19 議案第 22 号までの平成 22 年度補正予算に関する 8 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 4 件について、審査の結果をご報告申し上げます。始めに、議案第 15 号平成 22 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、農林水産業費では、農地費で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として、赤坂泉下流水路改修工事の負担金を 25 万 5 千円増額していますが、これは伊予市四ヶ字水利に対する助成であります。その他、不用額の減額補正を行っております。土木費では、道路新設改良費で、県土木建設事業費負担金 131 万 6 千円を増額していますが、これは、県道上尾峠久万線の事業費増額によるものです。また、都市計画費で、景観計画検討委員の報酬 16 万 8 千円を報償費に組み替えています。その他、不用額の減額補正及び財源組替えを行っております。また、繰越明許費で、農林水産業費関係は、農業研修センター外壁修繕工事 3,150 万円を、土木費関係で、八倉地区新設道路改良事業他 3 件、9,737 万円を 23 年度に繰り越しております。次に、議案第 20 号平成 22 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号については、914 万 7 千円の増額補正を行なっておりますが、これは、とべの館運営基金に、平成 21 年度決算余剰金及び基金預金利子を積み立てるものであります。財源は、繰越金、基金預金利子を充当しています。次に、議案第 21 号平成 22 年度砥部町公共下水道特別会計

補正予算第3号については、繰越明許費で、管渠敷設工事費4,136万3千円、浄化センター建設委託業務3,200万円、合計7,336万3千円を、23年度に繰り越しています。この繰越分は公共下水道事業会計に引き継がれます。次に、議案第22号平成22年度砥部町水道事業会計補正予算第2号は、収益的収入及び支出については、収入は、旧川井ポンプ場売却による固定資産売却益646万6千円を増額し、支出は、上水道事業費用で固定資産除却費833万3千円、過年度損益修正損3万8千円を増額、その他、不用額を減額し、合計495万6千円を増額しております。資本的収入及び支出については、収入は、消火栓新設・改良による一般会計繰入金115万円、旧川井ポンプ場売却による土地売却代金209万8千円、合計324万8千円を増額し、支出は、不用額2,002万4千円を減額しています。以上、議案第15・20・21・22号の4議案については、いずれも適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 次に、井上厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、補正予算5件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第15号平成22年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち当委員会に所管する項目について主なものは、障害者福祉費で、身体障害者（児）補装具費支給事業費60万9千円、介護給付費等支給事業費1,019万7千円を増額し、国民健康保険総務費で、国民健康保険事業特別会計の事業勘定への繰出金292万3千円、老人保健総務費で、老人保健特別会計への繰出金1万8千円を増額し、諸支出金で、福祉基金積立金122万5千円を増額しています。その他、不用額の減額補正を計上しております。次に、議案第16号平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の事業勘定については、87万9千円の増額補正で、前期高齢者証発行業務システム改修委託料8万4千円、国保連合会負担金25万8千円、保険給付費2,229万円を増額、一般被保険者の過年度保険税還付金30万円、療養給付費等交付金返還金119万6千円を増額し、その他、不用額の減額補正を行なっています。財源は、一般会計繰入金、繰越金を増額し、国・県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金を減額しています。直営診療施設勘定は、1,458万8千円の減額補正で主なものは、患者減少に伴う医薬品購入費用の減少などにより、医業費の不用額1,415万6千円を減額しています。財源は、診療収入を減額しています。次に、議案第17号平成22年度砥部町老人保健特別会計補正予算第2号は、22万7千円の増額補正で、平成21年度医療費の実績に伴う一般会計への繰出金20万9千円、平成22年度の医療費に対する県負担金の返還金1万8千円の増額補正を行なっています。財源は、一般会計繰入金、医療費返納金で賄っています。老人保健特別会計は、22年度末で廃止され、廃止後は一般会計の老人総務費に引き継いで清算事務が行なわれます。次に、議案第18号平成22年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、438万2千円の減額補正で、広域連合への事務負担金224万円、後期高齢者医療広域連合納付金214万2千円を減額し、歳入は、一般会計繰入金を減額しています。次に、議案第19号平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第4号の保険

事業勘定については、1, 444万7千円の減額補正で、認定調査件数の増加に伴う、介護保険主治医意見書作成手数料65万円、高額介護サービス費50万円、介護保険事業運営基金積立金363万9千円、過年度地域支援事業国県補助金返還金6万4千円を増額し、その他、不用額の減額補正を行なっています。財源は、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、諸収入を減額しています。介護サービス事業勘定については、9万円の増額補正で、介護職員処遇改善のため、広田地区における居宅介護サービス事業委託料9万円を増額し、その他、財源組替を行なっています。財源は、介護サービス収入、一般会計繰入金、繰越金で調整しています。以上、議案第15号、16号、17号、18号、19号の5議案については、いずれも適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 次に、政岡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第15号平成22年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、総務費で、臨時職員社会保険料62万8千円、入札契約システム機能修正委託料15万8千円、庁舎電気代65万円増額、消防費で、消火栓7基改修による水道負担金185万円増額、諸支出金で、公共施設更新準備基金積立金3億4,463万5千円を増額しています。公共施設更新準備基金は、これまでの減債基金、土地開発基金、町営住宅建設基金を廃止し、新基金に一本化するものです。その他、人件費補正、不用額の減額、財源組替等を行なっています。収入については、地方交付税、分担金及び負担金、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入を増額し、使用料及び手数料、国・県支出金、町債を減額しています。また、繰越明許費で、総務費関係、庁舎駐車場舗装工事他3件、合計3,234万円を、教育費関係、小学校児童用机・椅子更新事業他5件、合計5,001万4千円を、23年度に繰り越すこととし、地方債補正で、地方債限度額を300万円下げる変更がなされています。以上、議案第15号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第15号平成22年度砥部町一般会計補正予算(第5号)について討論を行います。  
討論はありますか。

[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第15号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第15号平成22年度砥部町一

般会計補正予算（第５号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１６号平成２２年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第１６号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第１６号平成２２年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１７号平成２２年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第１７号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第１７号平成２２年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第２号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１８号平成２２年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第１８号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第１８号平成２２年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１９号平成２２年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第１９号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第１９号平成２２年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２０号平成２２年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第１号）について討論を

行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第20号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第20号平成22年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第21号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第21号平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号平成22年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第22号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第22号平成22年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をします。再会は午前10時40分とします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

日程第20 議案第23号 平成23年度砥部町一般会計予算

日程第21 議案第24号 平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第22 議案第25号 平成23年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 3 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 2 4 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 2 5 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 2 6 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 2 7 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 2 8 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 2 9 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 3 0 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度砥部町水道事業会計予算

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） それでは、只今より再会します。会議を続けます。

日程第 2 0 議案第 2 3 号から日程第 3 0 議案第 3 3 号までの平成 2 3 年度予算に関する 1 1 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、当初予算の 7 議案について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 2 3 号平成 2 3 年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、まず、生活環境課関係では、環境衛生関係で、地球温暖化防止に取り組む事業として、家庭用太陽光発電システムの設置補助、浄化槽設置整備補助などの経費が、清掃関係で、ごみ袋の購入・販売に要する経費、ごみの収集運搬経費、美化センター等廃棄物処理施設の管理運営費、し尿処理のための一部事務組合負担金などが計上されております。また、農集落排水特別会計への繰出金、公共下水道事業会計への補助金、出資金などが計上されています。次に、産業建設課関係では、労働費で、緊急雇用対策事業費、農業関係では、農地法等の改正に伴う農家台帳システム改修費、農業情報システム構築費、有害鳥獣捕獲対策費、広田ふるさとフェスタ事業費、また、銚子ダム施設の改修に係るストックマネジメント事業、基幹農道（松山南部 2 期）整備事業、町単土地改良事業などの土地改良関係費が、また、奨励果樹の苗木購入や、マルチ栽培、ブルーベリー導入支援などの果樹生産推進費、中山間地域等直接支払交付金などが計上されております。林業関係では、造林事業や、間伐材出荷促進事業費、計画的な森林施業実施するための、森林整備地域活動支援推進事業費、森林法改正に伴う、森林地理情報システ

ム導入費などが計上されております。商工関係では、商工業振興費、砥部焼まつり運営費、陶街道５３次事業関係経費、陶芸創作館、伝統産業会館、峡の館等の施設運営費などが計上されております。土木関係では、土地情報システムの更新経費、道路橋長寿命化修繕計画策定費、町道の維持・補修費、新設改良費、大内野地区がけ崩れ防災対策工事費、町の景観計画策定費、公園、公営住宅の管理費などが計上されています。次に、議案第２７号平成２３年度砥部町とべの館特別会計予算は、予算額４，１００万６千円で、館の運営費や基金積立金が計上されており、歳入を売店収入でまかなう予算となっております。次に、議案第２８号平成２３年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、予算額５，８３７万５千円で、温泉の運営・維持管理費、源泉井の洗浄工事費が計上されています。歳入については、事業収入、繰越金、基金繰入金が主であります。次に、議案第３０号平成２３年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、予算額２，１７７万３千円で、玉谷地区と総津地区の処理施設の管理運営費、及び公債費を計上しております。歳入については施設使用料、一般会計繰入金でまかなわれております。次に、議案第３１号平成２３年度砥部町浄化槽特別会計予算は、予算額１億９９３万５千円で、浄化槽の維持管理費用及び基金への積立金を計上しております。歳入は、事業収入、繰越金などでまかなわれております。次に、議案第３２号平成２３年度砥部町公共下水道事業会計予算は、公共下水道事業の供用開始に伴い、特別会計から公営企業会計に移行するものであります。年間汚水処理水量６万２，０００立方メートル、１日平均処理水量１７０立方メートル、主要な建設改良事業は、管渠４億７，６４４万６千円、処理場１億６，６００万円であります。収益的収入及び支出については、収入は、下水道事業収益１億２２１万７千円で、主なものは、下水道使用料、一般会計補助金、消費税及び地方消費税還付金であります。支出は、下水道事業費用１億２２１万７千円で、主な費用は、処理場費、減価償却費、企業債支払利子などであります。資本的収入及び支出については、収入は、下水道資本的収入６億７，５２９万６千円で、主なものは、企業債、受益者負担金、国庫補助金、一般会計出資金です。支出は、下水道資本的支出６億７，５２９万６千円で、主なものは、管渠等の工事費、測量設計費及び、浄化センターに係る下水道事業団への委託料であります。また、平成２４年度から２５年度の浄化センター管理委託業務費として、限度額７，８４９万２千円の債務負担行為を設定するとともに、起債の限度額を３億１，７００万円とし、その起債の方法、利率、償還の方法を定めております。次に、議案第３３号平成２３年度砥部町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入は、上水道及び簡易水道の事業収益３億２，４９８万５千円が、支出は、上水道・簡易水道の営業費用及び営業外費用等３億１，２７１万５千円が計上されております。資本的収入及び支出については、収入額が支出額に対し不足する１億４，３１５万７千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。収入は、上水道及び簡易水道に係る他会計負担金、工事負担金、合計１億２，４４５万２千円が計上されております。２３年度は、前年度実施した配水管布設替えやポンプ場の環境整備などの費用が減少したため、資本的支出は対前年度５，１０５万１千円の減額となっております。以上、７議案については、いずれも適正な予算内容であると認め

られました。よって、議案第23号、27号、28号、30号、31号、32号及び33号の7議案については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（中島博志） 次に、厚生常任委員長井上洋一君。

○厚生常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、当初予算4議案について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第23号平成23年度砥部町一般会計予算のうち当委員会に所管する項目の歳出について、介護福祉課関係で主なものは社会福祉費では、民生児童委員・社会福祉協議会関係費が、障害者福祉費では、障害者計画・障害福祉計画の見直し経費、障害者や家族の経済的負担の軽減、自立と社会参加を促進するための支援費用が計上されています。老人福祉費では、高齢者福祉計画の改訂経費、その他、在宅サービス事業費、老人施設入所費が、老人福祉施設費では、高齢者生活福祉センター他3施設の運営費が、介護保険総務費では、介護保険特別会計繰出金が計上されています。児童福祉費では、新たに実施されるファミリーサポートセンター事業費の他、こんにちは赤ちゃん事業、放課後児童クラブ、つどいの広場事業の経費などが計上されています。つどいの広場事業は、実施主体をNPO法人「とべ子育て支援団体ぽっかぽか」に移して実施します。その他、私立幼稚園就園奨励費、各保育所・児童館の運営費、子ども手当の支給に要する経費などが計上されています。幼稚園費では、三つの園の運営費が計上されています。保険健康課関係で主なものは、国民年金費で、外国人登録制度の改正に伴うシステム改修費が、国民健康保険関係では、特別会計への繰出金、後期高齢者医療関係では、県後期高齢者医療広域連合への負担金、特別会計への繰出金が、医療費関係では、重度心身障害者医療費、母子家庭医療費、乳幼児医療費の助成事業費などが計上されています。また、保健衛生総務費で、新たに実施される地域自殺対策緊急強化事業費の他、休日・夜間の救急医療体制の維持費用が、予防費で、子宮頸がん等ワクチン他、各種予防接種費用が、母子衛生費で、乳幼児や母親の健康を守るための健診や相談事業費が、健康増進費で、各種の検診や、生活習慣病予防対策としての健康相談費などが計上されています。がん検診では、前立腺がん検診が新たに実施されます。次に、議案第24号平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について、事業勘定の予算額は、24億1,110万8千円で、主な経費は、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金であります。その財源は、国民健康保険税、国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計や基金からの繰入金、繰越金等で賄っています。基金からの繰入は1億円を見込んでいますが、予算どおり取り崩すと、23年度末の基金残高は約6千万円に減少します。直営診療施設勘定の予算額は、9,693万円で、診療所の管理費及び医業費が計上されており、その財源は、診療収入、一般会計及び事業勘定からの繰入金等で賄われています。次に、議案第25号平成23年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、予算額1億8,831万1千円で、主な経費は、広域連合事務費及び医療納付金です。その財源は、保険料、一般会計からの繰入金等で賄っています。次に、議案第26号平成23年度砥部町介護保険事業特別会計予算については、保険事業勘定の予算額は、17億9,621万9千

円で、第４期介護保険事業計画に基づき、介護認定に要する費用、要介護者及び要支援者への各種サービス給付費、介護予防や包括的支援のための地域支援事業費などが計上されています。２３年度には第５期介護保険事業計画が策定されます。財源は、介護保険料、国県支出金、支払基金交付金、一般会計及び基金からの繰入金等で賄っています。介護サービス事業勘定の予算額は、３，９１６万９千円で、広寿会に委託して行う通所介護事業と、地域包括支援センターで行う介護予防サービス事業の費用が計上されています。その財源は、介護サービス収入、一般会計繰入金で賄われています。

以上、４議案については、いずれも適正な予算内容であると認められました。よって、議案第２３号、２４号、２５号、２６号については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 次に、政岡総務文教常任委員長。政岡洋三郎君。

○総務文教常任委員長（政岡洋三郎） ご報告申し上げます。去る３月４日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、当初予算２件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第２３号平成２３年度砥部町一般会計予算については、総額８億９，４１５万７千円で、２２年度と比べ２億４，８０７万１千円の増と、大幅に増加していますが、その要因は、砥部中学校の改築や、坂村真民記念館の建築などの大型事業によるものです。歳入については、地方交付税、国庫支出金、基金繰入金、繰越金、町債などが増加し、町税は減となっています。町税は、２億１，２１０万３千円で、対前年度５，７３２万９千円の減ですが、景気停滞の影響を見込み、個人町民税を対前年度４，４２３万７千円減、町たばこ税２，０１１万円減を見込んでいることが主な要因です。国庫支出金は、３歳未満の子ども手当の増額分や、中学校改築に伴う補助金などにより、対前年度４億１，５４３万６千円の増、町債は、砥部中学校改築事業、坂村真民記念館建設事業に伴う、合併特例債の発行などにより、対前年度１億７，８１０万円の増、繰入金も、対前年度２億９，２９３万５千円の増となっていますが、財政調整基金３億円、坂村真民記念基金４，１００万円の繰入が主な要因です。町税、基金繰入金などの自主財源は２億８，９００万円、交付税、国県支出金、町債などの依存財源は５億８，５００万円で、自主財源比率は３２．９％となり、前年と比べると、８．６％下がっています。歳出の主なものは、議会費、監査委員費、会計管理費では、経常的な経費の計上となっていますが、議員年金制度が今年６月に廃止となる見込みであり、これに伴い、議会費の町村議員共済会負担金が一時的に増額となり、対前年度３，３１７万７千円の増となっています。総務課関係では、一般管理費、広報発行経費、本庁及び旧支所・普通財産の管理費、電算システム管理費、区長・自治活動推進費、防災対策費、坂村真民記念館建設費、農業委員会委員・県議会議員の選挙費、常備消防・消防団の経費などが計上されています。坂村真民記念館建設事業費として、２億２，８２９万６千円が計上されていますが、一部委員から、建設後の運営費について、建設による町財政への影響について、などの質問があり、担当課から、運営費については、人件費は職員３人を想定して７２０万円、光熱水費２２５万円、その他、事務的経費及び施設の管理費等、諸々の経費を合わせ、合計１，４００万円程度を見込んでいる旨の説明が、町財政への影響については、財政計画の範囲内である旨

の説明がありました。企画財政課関係では、財政管理費、企画調整費、コミュニティ活動支援費、交通生活安全対策費、統計調査費、消費者行政推進費、町債の償還費、財政調整基金等積立金、予備費などが計上されています。戸籍税務課関係では、税務関係・戸籍関係事務に要する経費が計上されています。教育委員会関係では、教育総務費で、学校生活支援員や外国語指導助手に要する経費、外国人家庭の児童のための日本語教育支援員配置経費、山村留学センター運営費、遠距離通学費を、小学校費で、各学校の管理費や教育振興費、いじめや不登校等に対応するハートなんでも相談員設置費を、中学校費で、学校管理費や教育振興費、砥部中学校改築事業費が計上されています。23年度の中学校改築事業は、校舎、体育館の建設費が中心に計上されており、事業費は、19億5,700万1千円で、その財源は、国庫補助金3億7,693万1千円、合併特例債14億9,530万円、一般財源8,477万円を充当しています。なお、22年度の補正予算で計上した仮設校舎建築、既存校舎解体等の事業が繰り越されるため、23年度に計上した事業の着手は、年度後半になる見込みです。社会教育費では、文化振興や人権教育・人権対策推進費、公民館施設の管理費及び活動費、青少年健全育成費、文化会館図書館費などが計上されています。公民館費では、中央公民館と体育館の耐震2次診断の実施が予定されます。保健体育費では、各種スポーツ大会の開催費、えひめ国体に向けた町内でのバドミントン普及関連経費、体育施設の管理費、学校給食センターの運営費、給食材料費などが計上されています。以上の他、公用車借上げ料に対する債務負担行為、起こすことができる地方債に関する事項が定められています。次に議案第29号平成23年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算については、予算額255万4千円で、高校生12名への給付金と、入学一時金4名分を計上しています。歳入については基金繰入金、繰越金でまかなわれます。なお、24年度からは新しい給付者は採らず、25年度で事業が終了される予定です。以上、2議案については、いずれも適正な予算内容であると認められました。よって、議案第23号、29号については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 2点質問いたします。まず産業建設の関係で、議案の第28号とべ温泉の特別会計のところなんです。22年度の事業収入が4,100万円。23年度が3,800万円ということで、300万円の減になっております。その要因が何なのかということが1点です。もう1点は、これは厚生の部分に入ってます。議案で言いましたら第24号国民健康保険事業のところ、直営診療施設勘定のところで、非常にまあ、近年受診者数が減少しているというふうなことなんです。この要因がどのようなところにあるのかなと、いうふうなことと、また委員会でこの問題についてどのような議論がされたのか、以上2点質問いたします。

○議長（中島博志） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ただいま佐々木議員から産業建設委員会に所管しますとべ温泉につきましての300万の減額、お問い合わせがございました。数字等につい

ては、補足説明を担当課長の方でさせますので、よろしくお願いします。

○議長（中島博志） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） ご質問にお答えをさせていただきます。まずとべ温泉の事業収入の減でございますけれども、高齢者割引券を多く発行し、多くの高齢者、65歳以上の方に利用していただくという形の方で、まずそちらの方のサービスを充実したということでの減、ということがまず第1点上げられると思います。またその他要因につきましては、通常私どもの方は色んな形の中で事業のイベント等を開かせていただきながら、いろんなサービスをしております。無料券とか、色んな形の中でサービスさせていただいておりますので、これにつきましては、一応福祉部門が多く入った部門という形の中で、事業収入を下げさせていただいた状態で、今までより下げさせていただいた形で事業収入を減と予算をさせていただいておりますので、ご理解いただけたらと思います。

一部訂正させていただきます。23年度予算ということで井戸の洗浄ということで、1,100万等の予算の関係で、洗浄、おおむね1カ月、洗浄期間で最低でも1カ月、延びれば45日程度かかると見込んでおりますので、その部分の減ということで、ご理解を頂けたらと思います。すいません、訂正させていただきます。

○議長（中島博志） 井上厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（井上洋一） 先ほどの佐々木議員のご質問にお答えいたします。直営診療施設の部分ですが、今年度9,693万円計上させていただいておりますが、その財源について、診療収入、一般会計から及び事業勘定からの繰入金で賄っておりますと、言う報告をいたしました。この診療収入について、この受診者数の減少ということでございますが、当時、平成20年度当時、私も議長させていただいておりましたが、その時に前任者の先生がお辞めになるということで、後任の現在の名倉先生になったわけですが、当時、愛媛大学医学部並びに伊予の医師会、伊予郡、当時、色々探してみたんです。また薬品会社の関係もお願いに回りまして、当時町長と一緒に探したわけですが、なかなか見つからず、お金だけの問題ではないということもございまして、過疎のところには先生が来ていただけないということで苦慮した結果、最終的に愛媛大学医学部の名倉先生が来ていただけるということになったわけです。当時老年医療を専門にされておまして、俗にいう研究開発の、ですからちょっと分野が違ったんですが、0かお越しいただくか、という選択を迫られました。また、当時議員をされておまして現在引退されておますが、公募をせいと、先生を呼ぶのに、ということもございまして、公募も実施いたしました。また指定管理者制度の件もございまして、そういう案件も検討いたしました。公募の結果は0です。やはり予算だけの問題じゃないんです。先生方の事情もございまして、なかなか見つからないと、本当にこれは大変でした。私が言うのも変な話なんです、こういう問題が発生すれば、どなたかが動くということがないと困りますので、当時今の中村町長と一緒に、活動させていただきました。その結果現在の名倉先生になったわけですが、この平成20年度までは前任の先生で、広田地区の方もまずまず外来診療に来られたと。まあ8千人ぐらいいらっしゃった模様です。ですが、21年度からスタートなんで、この現在の名倉先生になって6,500人ぐらいに減ったと。内容について、やはり今の先生にで

きない部分が多々あるそうでございます。そういうことで、地区の方が敬遠をされるというか、そういうことで、ちょっと人数が減ったんだなと私も思います。この2年間もずっと委員会で、厚生委員会でこの議論はしてきたわけです。ことさら今回というわけではないんです。この2年経過しまして、今後どうするかという方が私は大事だろうと思います。もうこれをやめるか、続けるのかという選択肢が、たぶん訪れてくるだろうと思います。広田地区のために、診療所を残すのがいいのか悪いのかという議論も私はあつてしかるべきだろうと、今後、そう思います。どうなっていくかは皆さんのお考えもございまして、理事者側の考えもあろうかと思いますが、これは本当にその時点で考えるべきものだとは感じております。以上答弁になっておるかどうかわかりませんが、私の答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（中島博志） 他に質疑ありませんか。質疑を終わります。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第23号平成23年度砥部町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第23号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第23号平成23年度砥部町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第24号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第24号平成23年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号平成23年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第25号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第25号平成23年度砥部町後

期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２６号平成２３年度砥部町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第２６号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第２６号平成２３年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２７号平成２３年度砥部町とべの館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第２７号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第２７号平成２３年度砥部町とべの館特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２８号平成２３年度砥部町とべ温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第２８号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第２８号平成２３年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２９号平成２３年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第２９号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第２９号平成２３年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第３０号平成２３年度砥部町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第30号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成23年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号平成23年度砥部町浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第31号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成23年度砥部町浄化槽特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号平成23年度砥部町公共下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第32号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第32号平成23年度砥部町公共下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号平成23年度砥部町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第33号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第33号平成23年度砥部町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。


~~~~~

日程第 3 1 平成 2 1 年請願第 4 号 労働者派遣法の早期抜本改正のため、  
意見書の提出を求める請願について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 3 1 平成 2 1 年請願第 4 号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託され、継続審査となっていました、平成 2 1 年請願第 4 号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願について、審査を行ないましたので、結果をご報告申し上げます。労働者派遣法の改正は、中小企業の経営に影響を及ぼすことでもあり、国会で審議を見極める必要があるため、継続して審議して参りました。しかし、国における審議は進んでおらず、また、混迷を深める現在の国政の状況下では、意見書提出の意義も薄いと思われます。よって、平成 2 1 年請願第 4 号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

平成 2 1 年請願第 4 号の採決を行います。平成 2 1 年請願第 4 号に対する委員長の報告は不採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、平成 2 1 年請願第 4 号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、議会だよりの編集など常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、3 日から今日までの 9 日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決、ご承認くださ

いましたことに、心から感謝を申し上げます。ご議決いただきました補正予算及び新年度予算につきましては、執行の際には、再度、厳正に研究させていただき、最大の効果が上がるよう、努めてまいります。

また、会期中、議員の皆様から頂きました、ご意見、ご提言を十分に噛み締めながら、職員とともに一丸となって、町政運営に努めさせて頂きますので、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 以上をもって、平成２３年第１回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前１１時２９分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 中島 博志

議員 佐々木 隆雄

議員 森永 茂男